

(日本銀行仮訳)

「自己資本に関する新しいバーゼル合意」 の概論

〔バーゼル銀行監督委員会による
市中協議案〕

コメント期限：2001 年 5 月 31 日

バーゼル
2001 年 1 月

目 次

エグゼクティブ・サマリー	1
市中協議案の構成	8
1. はじめに	10
2. 「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の目的	11
3. 自己資本の全般的水準	16
4. 枠組みの記述	19
(A) 適用範囲	19
(B) 第一の柱：最低所要自己資本	22
1. 信用リスク	23
(i) 標準的手法	23
(ii) 内部格付手法	31
(iii) 資産の証券化	45
2. オペレーショナル・リスク	51
(i) 最低所要自己資本	52
(ii) 一連の手法	53
(iii) 「フロア」の概念	55
(iv) オペレーショナル・リスク管理の基準	56
(v) 進行中の作業	56
(C) 第二の柱：監督上の検証プロセス	57
1. 監督上の検証における4つの主要原則	59
2. 最低基準の遵守に係る監督上の検証	61
3. 監督上の検証におけるその他の側面	62
(i) 監督上の透明性と説明責任	62
(ii) 銀行勘定における金利リスク	63
(D) 第三の柱：市場規律	64
5. 移行措置	70
(A) 「新しい合意」の全般的実施に関する移行期間	70
(B) 内部格付手法に関する移行期間	70

エグゼクティブ・サマリー

1. バーゼル銀行監督委員会（当委員会）¹は、最終的に確定された後、1988年自己資本合意改定版（以下、1988年合意）²に代わるることとなる、より詳細な自己資本充実度の枠組みの提案について、第二回目の市中協議を行うことを決定した。本市中協議パッケージは3部から構成されており、エグゼクティブ・サマリーの最後の部分で各々について説明されている。
2. 当委員会が、自己資本充実度に関するよりリスク感応的な標準的手法および内部計測手法をさらに発展させる上で、1999年6月の「市中協議ペーパー³」に対するコメントや銀行業界および世界各国の監督当局との継続的な対話は、大変役立った。新たな枠組みは、資本充実度の評価を銀行業務に伴うリスクの主要な要素とより密接に結び付けること、およびリスク計測と管理の能力を向上させるインセンティブを銀行に与えること、を意図している。
3. 新たな枠組みにおける3つの柱の重要性が、当委員会のこれまでの作業の結果確認された：3つの柱とは、最低所要自己資本、監督上の検証プロセス、そして実効的な市場規律の活用である。これらの柱は、金融システムにおけるより高水準の安全性と健全性を確保するために、相互に補強し、作用する。当委員会は、3つの柱の全てを完全実施する必要性を強調し、その目的達成の

¹ バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国中央銀行総裁により設立された銀行監督当局の委員会である。当委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成される。当委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行（バーゼル）において開催される。

² 「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化」、バーゼル銀行監督委員会（1988年7月）。本文書で参照されている全てのバーゼル銀行監督委員会作成のペーパーは、インターネット上のBISのwebsite（<http://www.bis.org>）から入手することができる。

³ 「新たな自己資本充実度の枠組み」、バーゼル銀行監督委員会（1999年6月）。

ために、例えば監督当局間の情報交換の強化により、積極的な役割を担うつもりである。

4. 当委員会は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」（「新しい合意」）が1988年合意よりも詳細かつ複雑であることを認識している。これは、当委員会が信用リスクとオペレーショナル・リスクの双方に関し、一連の新たな選択肢を含むリスク感応的な枠組みを開発する努力を行ってきた結果である。しかし、よりリスク感応的なこの枠組みは、最も単純な形態では、1988年合意よりもわずかに複雑になっているに過ぎない。さらに、「新しい合意」において、当委員会は監督上の検証プロセスと市場規律が最低所要自己資本規制を補完する必要不可欠な役割を果たすことを強調している。当委員会は、新たな枠組みの複雑さは銀行業界における進展をそのまま反映したものであると理解している。また、1988年合意に対する銀行業界の反応を反映したものである。
5. 最低所要自己資本の改定を通じて達成されるべき目的は、1999年6月の「市中協議ペーパー」での記述と本質的に同じである。こうした目的に沿って、提案された1988年合意の改定の重要な要素は、所要自己資本額の計算において、銀行が自ら抱えるリスクを自己評価することにより重点を置いていることである。
6. 1988年合意で定められている最低所要自己資本規制からの主な変更点は、信用リスクに関する手法の改善とオペレーショナル・リスクに対する明示的な自己資本賦課を含めることにある。これらのリスクに対処するために、リスクに感応的な一連の選択肢が詳細に検討されている。信用リスクについては、この範囲は標準的手法に始まり、「基礎的」と「先進的」な内部格付（IRB）手法に及ぶ。オペレーショナル・リスクについても、同様の構造になることが見込まれている。こうした発展的な仕組みは、銀行に、リスク感応的な手法を利用して自己資本賦課の精度を上げるよう、リスクを管理・計測する能

力を継続的に向上させるインセンティブを与えるであろう。当委員会は、銀行勘定の金利リスクを第二の柱（監督上の検証プロセス）で扱うことを決定した。当委員会は、同リスクに内在する仮定の多様性を前提にすると、最低所要自己資本よりも監督上の検証プロセスを通じたほうがより妥当な、リスク感応的な扱いが可能になるものと考ええる。

7. 所要自己資本の全般的水準に関し、当委員会の第一の目的は、国際的に活動する銀行の所要自己資本を平均的にみて、増加させることも減少させることもなく、よりリスク感応的な標準的手法を提示することである。内部格付手法については、当委員会の究極的な目的は、所要自己資本額が潜在的な信用リスクに対して十分でありかつ、標準的手法に比べて所要自己資本額の面で確実にインセンティブを与えることである。
8. 新たな枠組みは国際的に活動する銀行を中心的なターゲットとしているが、その根底にある諸原則は、複雑さや高度さが異なる銀行への適用にもふさわしいものとなるよう企図されている。100カ国以上の国が1988年合意を採用しており、当委員会は新たな枠組みの開発に際して世界中の監督当局と協議を行ってきた。こうした努力は、新たな枠組みの3つの柱に体现される原則が、一般的には世界中のあらゆる種類の銀行に適合することを確保することを目指して行なわれてきた。そこで当委員会としては、一定の期間経過後には主要な銀行の全てが「新しい合意」に沿うようになっていくことを期待している。
9. 改定された自己資本合意では、銀行グループ全体のリスクが十分に考慮されるように、連結ベースにより銀行グループの持株会社を含むように拡張されている。また当委員会は、自己資本の定義が改定されないこと、オペレーショナル・リスクとマーケット・リスクを含むリスク・アセット額の総自己資本額に対する最低比率は8%に維持されることを確認する。Tier 2の自己資本額は、引続きTier 1の自己資本額の100%までに限定される。

10. 信用リスクに関する標準的手法において、それぞれの種類の取引相手（例えばソブリン、銀行、および事業法人）へのエクスポージャーに対して、外部信用評価機関の評価に基づいてリスク・ウェイトが割当てられる。1999年6月の提案からの主な変更点は、例えば事業法人向けエクスポージャーに対して新たなリスク・ウェイト区分（50%）を設けることによって、当該手法をよりリスク感応的にすることである。さらに、より高いリスク・ウェイト区分（150%）に含める一定の資産カテゴリーが設定された。
11. 当委員会は、自己資本規制上銀行が内部格付制度を利用することを推進する最善の方策は、上記のような発展的な内部格付手法を導入することであると考える。この目的のため、「基礎的」内部格付手法では、厳格な監督基準を満たしている銀行が債務者のデフォルト確率の自行推計を利用することを可能とする。デフォルト時損失率やデフォルト時エクスポージャー額など、追加的なリスク要素の推計値は、監督当局が定めた標準化された推計値が適用される。
12. 「先進的」内部格付手法は、より厳格な監督基準を満たす銀行に対し利用可能とする。同手法の下では、上述したリスク要素のより多くが銀行によって内部推計される。しかし、当委員会は、銀行に独自のポートフォリオ・ベースの信用リスク・モデルに基づいて所要自己資本額の計算を認めるまでには至らなかった。当委員会は、将来的にポートフォリオ・ベースの信用リスク・モデルへの移行に道を開くようなリスク管理の実務や計測モデルの発展を歓迎する。
13. 当委員会は、担保、保証とクレジット・デリバティブ、およびネットティングを含む信用リスク削減手法の自己資本規制上の取扱いを検討してきた。市中協議の結果、当委員会は、そのようなリスク削減手法の認識の拡大による最低所要自己資本規制のリスク感応度の向上が、銀行に対しリスクの計測と

削減手段の管理を向上させるインセンティブを与える、との見解を確認した。新たな提案は、リスクを削減させる多様な取引形態において所要自己資本を減少させる一方、リーガル・リスクを含むオペレーショナル・リスクの不十分な管理がそのような削減要因を殆ど無効果ないし無価値のものとし得るとの認識から、同削減手法に関し運用面の最低基準を課している。さらに、部分的なリスク削減も認められるが、銀行は残存するリスクに対して自己資本を保有することが求められる。

14. 資産の証券化は信用リスクを他の銀行や銀行以外の投資家に再配分するのに効果的な方法となり得るが、当委員会は、一部の銀行が自行のリスク・エクスポージャーに応じた自己資本の保持を回避する手段としてこうした仕組みを利用することに懸念を強めている。当委員会は、伝統的な証券化に伴う明示的なリスクを取扱う標準的手法および内部格付手法を市中協議に付すべく開発した。これらの手法に関する運用上と情報開示面の要件、および最低所要自己資本規制は、「補論：資産の証券化」において示されている。当委員会は、資産の証券化に関する追加的な作業を要する幾つかの事項を認識した。この作業の結果、自己資本規制上の取扱いについての提案を変更することになる可能性がある。これらの事項は、暗黙のもしくは残存するリスク、シンセティック・セキュライゼーション、基礎的および先進的内部格付手法におけるリスク感応度の向上、および内部格付手法での証券化の扱いと様々な形態の信用リスク削減手法の取扱いとの間における適切な経済的整合性の確保、に関連するものである。これらは、「補論」においてさらに議論されている。

15. 当委員会は、銀行業界との広範な議論に基づき、オペレーショナル・リスクへの自己資本賦課に関する一連の手法を提案する。洗練度が段階的に増す3つの手法（基礎的指標手法、標準的手法、および内部計測手法）が現在提案されている。より洗練度の高い手法を利用するためには、銀行はより厳格なオペレーショナル・リスクを管理するための基準の遵守を示す必要がある。

各手法において、自己資本の賦課は、銀行が直面するオペレーショナル・リスクの量に関係する一つないし複数の指標に基づいて行われる。現在も継続している銀行業界との協議は、当該リスクに対する最低所要自己資本額の水準について、正確な設定方法を確立するために不可欠である。銀行業界全体が連携して、損失、リスクおよびビジネスラインに関する統合的な定義に基づいてデータを収集して共有することは、当委員会によるオペレーショナル・リスクの先進的な手法の開発に資する。

16. 監督上の検証プロセス（第二の柱）は、第一の柱に示された最低所要自己資本と第三の柱において提案されている市場規律のもたらすインセンティブを補完するものとして不可欠である。「新しい合意」の第二の柱の下で、監督当局は、各銀行が内包する主要なリスクの十分な評価に基づいて自らの自己資本充実度を検討するために健全な内部プロセスを確立していることを検証すべきである。新たな枠組みでは、銀行の経営陣が自己資本充実度に関する内部評価プロセスを開発し、当該行に特有のリスク・プロファイル及び統制環境に見合った自己資本の目標を定めることの重要性が強調されている。
17. 監督当局には、銀行がそのリスクに対応し、どの程度自己資本を充実させることが必要かを適切に見積もっているかどうかを評価する責任がある。これには、銀行が異なる種類のリスクの間にどのような関係があるかを適切に評価しているかどうかを見定めることも含まれる。その際、監督当局は、とりわけ、多くの金融機関におけるベスト・プラクティスは何であるかについての知識、および規制上の自己資本賦課の各手法を採用する際に満たさなければならない基準を参考にすることとなろう。監督当局は、上記の検証プロセスを実施した上で、銀行自身によるリスク評価及び自己資本配賦の結果に満足できない場合には適切な措置を講ずるべきである。
18. 当委員会は、監督当局が第一の柱のうち先進的な手法において必要とされる監督上の検証を行っていくためには、その人的・物的資源の増強・再配分

の必要が生じうることを理解している。しかし、自己資本充実の枠組みがよりリスク感応的となるとともに強固なリスク管理の実務を促進するとの利益をもたらすことから、監督資源に係る調整が正当化されると確信している。

19. 当委員会は、情報開示の強化を通じて市場規律を強めることは、「新しい合意」の基本的部分であると考えている。当委員会は、第二次市中協議パッケージに示されている情報開示の要件と推奨項目は、改定された自己資本合意の適用範囲、自己資本、リスク・エクスポージャー、評価および管理手続き、および銀行の自己資本充実度といった主要情報を市場参加者が評価することを可能にするものと考えている。当委員会により開発されたリスク感応的な手法は、銀行が自行の所要自己資本額を計算する際により多くの裁量がある内部手法に大きく依存する。信用リスク、信用リスク削減手法、および資産の証券化に関する内部手法を監督上認識するための必要条件として、各々について個別の開示基準が提示されている。将来的には、オペレーショナル・リスクの先進的手法にも、情報開示の要件が付されるかもしれない。当委員会の見解は、市場参加者が銀行のリスク・プロファイルと自己資本ポジションの充実度をより良く理解するために実効的な情報開示が不可欠であるということである。
20. 当委員会が銀行業界や他の関係者と作業を続ける分野が幾つかある。追加的な作業を必要とする分野は、本市中協議パッケージを通じて明らかにされている。
21. 第二次市中協議パッケージに対するコメントは、2001年5月31日までに、関係する各国の監督当局と中央銀行、またはバーゼル銀行監督委員会(住所：The Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland)に提出されたい。コメントはバーゼル銀行監督委

員会の事務局宛電子メール（BCBS.Capital@bis.org⁴）またはファックス（41-61-280-9100）による提出も受け付けている。透明性を向上させるため、当委員会は第二次市中協議期間中に受けたコメントをウェブサイト上で公開するつもりである。明示的に機密と記されたコメントは公開されない。

22. 改定後のバーゼル合意は、加盟メンバーの法域で 2004 年に施行されることが想定されている。このスケジュールにより、各国内の規制策定手続きのための期間が確保でき、各銀行の内部システム、監督上の手続き、規制上の報告を適応させることが可能と考えられる。

市中協議案の構成

23. 市中協議案は 3 つの部分から構成されている。第一は「自己資本に関する新しいバーゼル合意の概論」であり、新規制の主な構成要素の論理的根拠を論じている。ここでは、1999 年の市中協議案からの重要な変更点を明記し、当委員会が意見やフィードバックを特に求めている分野を特定している。第二は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の文書である。この文書は、最終的に確定された後、参加国が現行規制を修正するために採用するルールの具体的な基礎となるものである。
24. 第三は技術的な「補論」で構成されている。これらは、当委員会が今回の規制案を作成する際に実施した分析に関する背景情報や技術的詳細を提示しており、また、当委員会が市中協議期間中に具体的な提案を作成することを意図している分野において、当委員会の暫定的な考えを論じている箇所もある。「補論」の記述は「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の文書中の提案を代替するものではなく、補足することを意図するものである。「補論」は以下の分野をカバーしている。

⁴ 当委員会は、全ての関心がある主体に対してこのメールアドレスをコメント提出のみに利用し、その他の通信には利用しないことを求める。

- ・ 信用リスクの標準的手法
- ・ 信用リスクの内部格付手法
- ・ 資産の証券化
- ・ オペレーショナル・リスク
- ・ 第二の柱：監督当局の検証のプロセス
- ・ 銀行勘定の金利リスクの管理と監督
- ・ 第三の柱：市場規律

「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の概論

1. はじめに

25. バーゼル銀行監督委員会（当委員会）は、「新しい合意」に関する第二次市中協議のパッケージを公表する。当市中協議パッケージには、「新しい合意」における、最低所要自己資本、監督上の検証、そして市場規律の3つの柱に関する精緻化された提案が含まれている。
26. 当委員会は、「新しい合意」が1988年のバーゼル合意よりも詳細で、複雑であることを認識している。これは、当委員会が信用リスクとオペレーショナル・リスクの双方に関し、一連の新たな選択肢を含むリスク感応的な枠組みを開発する努力を行ってきた結果である。しかし、よりリスク感応的なこの枠組みは、最も単純な形態では、1988年合意よりもわずかに複雑になっているに過ぎない。さらに、「新しい合意」において、当委員会は監督上の検証プロセスと市場規律が最低所要自己資本規制を補完する必要不可欠な役割を果たすことを強調している。当委員会は、新たな枠組みの複雑さは銀行業界における進展をそのまま反映したものであると理解している。また、1988年合意に対する銀行業界の反応を反映したものである。
27. 当委員会は、「新しい合意」に関する議論を推奨している。したがって、第二次市中協議パッケージのあらゆる側面に対する関心ある主体からのコメントが歓迎される。特に、新たな枠組みの中で、1999年6月の市中協議ペーパーよりも詳細に提示されている主要な項目に対するコメントが歓迎される。これらの項目には、内部格付手法、標準的手法における外部信用評価の活用、信用リスク削減手法、資産の証券化、オペレーショナル・リスクの取扱い、監督上の検証および市場規律が含まれる。市中協議プロセスを促進するために、当パッケージには特定の質問が幾つか設定されている。
28. 見直し後のバーゼル合意は、メンバーの法域で2004年に施行されることが

想定されている。このスケジュールにより、各国内の規制策定手続きのための期間が確保でき、各銀行の内部システム、監督プロセス、規制上の報告を適応させることが可能であると考えられる。さらに、「新しい合意」には各種の移行措置が設けられており、これらは本文書の最後の節で説明されている。

2. 「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の目的

29. 1999年6月の市中協議ペーパーにおいて、当委員会は自己資本充実度への包括的手法を検討するに当たり、その目的を概説した。当委員会は、新たな枠組みをより洗練されたものにするために、以下の点を引続き確信している：

- ・ バーゼル自己資本合意は引続き金融システムの安全性と健全性を促進すべきであり、したがって、新たな枠組みにおいても、現在の銀行システム全体としての自己資本の水準は少なくとも維持されるべきである
- ・ 自己資本合意は、引続き競争上の平等性を高めるべきである
- ・ 自己資本合意はリスクに対処するためのより包括的な手法を構築するべきである
- ・ 自己資本合意は、銀行のポジションや業務が内包するリスクの度合いに対して適切に感応的であるような自己資本充実度に関する手法を含んでいるべきである
- ・ 自己資本合意は国際的に活動する銀行に焦点を当てるべきであるが、その基礎となる原則は、複雑さや高度化の水準が異なる銀行への適用にもふさわしいものとなるべきである

30. これらの安全性と健全性にかかる目的を、最低所要自己資本だけを通して達成することは不可能である。当委員会は、「新しい合意」は、相互に補強し合う3つの柱——最低所要自己資本、監督上の検証および市場規律——から成るものであることを強調する。3つの柱は、一体のものとして、金融シス

テムにおける安全性と健全性のレベルをより高めることに寄与する。当委員会は、リスクを管理し、自行のリスク・プロファイルに見合ったレベルの自己資本を確実に保持する最終的な責任は、当該銀行の経営陣にあると認識している。

31. 3つの柱は一つのパッケージである。したがって改定合意は、3つの柱すべてが適切に実施されなければ完全に実行されたとは見做されない。柱のうちの一つあるいは二つの最低限の（あるいは部分的な）実施は、予定されたレベルの健全性をもたらさないであろう。監督当局は最低限、第一の柱を実施しなければならない。しかし3つの柱すべての完全な実施が現時点では不可能な法域がある場合は、当委員会は、監督当局が他の柱のより徹底的な活用を検討することを勧める。例えば、監督当局がある特定の開示を要求する権限を持たない場合、透明性の向上を促進するために監督当局は監督上の検証プロセスを用いることができよう。
32. 当委員会はしかし、そのような手段は臨時措置であり、3つの柱すべてのバランスのとれた実施が恒久的な解決策であることを強調する。
33. 当委員会は、少なくとも年一回、第一の柱以外の柱の実施状況と、第一の柱の要件の様々な要素に関する各国裁量の行使状況に関し、委員会メンバー国間での情報交換の枠組みを策定することを企図している。この手法は、監督当局が互いの経験から学ぶことを可能にし、また各国間で釣り合いのとれた実施を促進するだろう。
34. 当委員会はまた、改定合意の適切な実施は、銀行が業務を行うに際しておかれている財務、会計、法律、監督および市場に関する環境を考慮してなされなければならないと考えている。信用リスクとオペレーショナル・リスクを評価するためのより先進的な手法の利用を銀行に認めることを検討するにあたり、監督当局はこれらの考慮すべき諸点に特に敏感であるべきである。

35. 慎重かつ健全で、インセンティブに合致し、そしてリスク感応的な自己資本規制という目的を達成するため、当委員会は、1996年のマーケット・リスク規制⁵における資本賦課と本質的によく似た漸進的かつ発展的な仕組みを、第一の柱の資本賦課の計算方法において提供しようとしている。この発展的な仕組みは、より厳格な最低基準を満たす銀行に対し、所要自己資本算出においてよりリスク感応的な手法を利用することを認めるものである。当委員会は、個々の銀行にインセンティブを提供することに加え、業界全体のレベルにおいても、本手法がリスク管理実務における継続的な改善を促すことを期待する。以下のパラグラフでは、信用リスクとオペレーショナル・リスクの自己資本賦課におけるこの発展的な仕組みについて述べる。

36. よりリスク感応度の高い規制を提供するという目標に合致するべく、当委員会は、信用リスクへの自己資本賦課についての標準的手法の改訂版を提案している。さらに、銀行が晒されているリスクを銀行自身が内部評価することに一段と重点を置くという目標に沿って、当委員会は、信用リスクについての内部格付に基づいた新たな枠組みを特に提案している。この枠組みは、所要自己資本の算出において、信用リスクのより多くの要素（例えば、債務者の信用度、取引の構成やマチュリティ、特定の借り手や借り手グループへの貸出の集中など）を明示的に認識するものである。「基礎的」内部格付手法は、厳格な監督上の最低基準を満たすことを条件に、債務者に対応するデフォルト確率についての銀行自身の推計値を自己資本の計算に組み入れるものである。それ以外のリスク・ファクターの推計値は、標準化された監督ルールを適用することにより導出されよう。「先進的」内部格付手法では、より一層厳格な最低基準を満たす銀行は、個々のエクスポージャーについてさらに広い範囲の内部的なリスク計測値を用いることができるであろう。

⁵ 「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」、バーゼル銀行監督委員会（1996年1月）。

37. 信用リスクについての第一の柱の提案における「発展的な」側面は、幾つかの方法により理解される。まず、長期的かつ業界全体としては、当委員会は、より多くの銀行が標準的手法から内部格付手法へと移行することを期待している。内部格付手法内では、当委員会は、銀行のリスク管理能力が発達し、より厳格な最低基準を満たせるようになるにしたがって、銀行が基礎的手法から先進的手法へと移行することを期待する。
38. 最後に当委員会は、リスク測定・管理におけるこれらの改善が、いずれは自己資本規制に用いる完全な信用リスク・モデルを利用する手法への道を開くだろうと信じる。しかし現在の提案はそのような手法を認めるにいたっていない。当委員会は、1999年に公表した報告書⁶において、信用リスク・モデルの利用および活用状況について検討した。同報告書は、その時点において、最低所要自己資本を決定する基盤としてそのようなモデルの算出結果を利用するのは時期尚早と結論づけた。当委員会は、今もこの状況は変わらないと引き続き考えている⁷。内部格付手法の中で最も先進的であり、リスク感応的である手法でさえ、異なる借り手の間のリスク相関を反映させるための銀行の内部的な調整を行うまでには至っていない。
39. 発展的な仕組みはまた、オペレーショナル・リスクについての当委員会の提案における一要素でもある。当委員会は、提案された一連の手法を通して

⁶ 「信用リスク・モデル：現状とその活用」、バーゼル銀行監督委員会（1999年4月）。

⁷ 最低所要自己資本の基盤として信用リスク・モデルを利用するにあたり、当委員会によって認識された主要な欠陥は、データの質ならびに銀行および監督当局がモデルの出力情報を検証する能力に関連するものであった。内部格付制度は多くの信用リスク・モデルにおいて重要な入力情報であり、この点においてこれらの問題 - データの質と検証可能性 - は内部格付手法にとって、それらが信用リスク・モデルにとって重要であるのと同様に重要である。しかし当委員会は、内部格付制度への入力情報およびそこから出力情報を確立する上で銀行が満たさなければならない厳格な最低基準を設定することを通じて、また集中・分散などのポートフォリオ効果の銀行自身による推計を現段階で除外することによって、内部格付手法の文脈においてはこれらの欠陥は克服され得ると考える。

銀行が進歩していくことを期待する。さらに、当委員会は、経験とデータが蓄積されるのに応じて、手法自身も発展していきだろうと予期している。

40. 当委員会はまた、よりリスク感応的な枠組みは潜在的に景気の循環を増幅させ得るとの議論について検討した。当委員会は、リスク感応的な自己資本の枠組みの利点がこの潜在的な懸念を上回ると考える。
41. 一層のリスク感応性という目標は、ほぼ全世界的な承認を得ている。1988年の自己資本合意は十分にリスクの変化を反映しないものであり、景気の循環の振幅を大きくすることに寄与するかもしれないハイリスクの投資を銀行が行うインセンティブを生み出している。その結果、1988年合意は銀行のリスクを過小評価し、したがって、銀行の自己資本充実度を過大評価しているかもしれない。
42. 圧倒的に大多数の銀行にとって、最低所要自己資本を超える自己資本のバッファを保有するのは、一つには困難な経済状況において自己資本を調達することが高価であるからである。リスク感応的な自己資本充実度の枠組みにおいては、銀行は自己資本のバッファを保持し続けるため、貸出判断における最低所要自己資本の影響度が過大評価されることにはならないであろう。
43. しかし当委員会は、規制上の自己資本賦課方法が景気循環の頂点において、不適切な楽観的前提に基づいて借り手の信用力を評価しないことが重要であると考え。これは内部格付手法において特に重要となろう。というのは内部格付手法のリスク感応度は標準的手法のそれを上回るからである。そのため、当委員会は、通常の景気変動に耐える借り手の能力を評価し、その評価を格付に組み込むことができるように、十分に長期のデータを銀行が持つことの必要性を強調する。これは、当委員会がストレス・テスト（例えば担保価値の確実性について）の実施を銀行に促す理由でもある。

44. 当委員会は、引当の実務が自己資本充実度に与える潜在的なインパクトを認識している。この点で当委員会は、現在予測されているがまだ実現していない損失に対処する方法についての研究を行っているところである。
45. 当委員会は「新しい合意」において国際的に活動する銀行に焦点を当てることを重要な目的としている。ただしその根底にある諸原則は、複雑さや高度さが異なる銀行にも適用しうるものとなっている。1988年合意は100以上の国で採用されており、当委員会は「新しい合意」を策定する過程で世界中の監督当局と協議を行った。これは、改定合意の3つの柱で具体化された原則が一般的には世界中のあらゆる種類の銀行に適合することを確保するための努力である。このため、当委員会は、一定の期間経過後には主要な銀行の全てが「新しい合意」に沿うようになっていくことを期待している。当委員会は、メンバー国を含む多くの国の監督当局にとって、3つの柱の効果的な実施が重要な課題となり得ることを認識している。したがって当委員会は、「新しい合意」の完全な実施という目標を達成するために、例えば情報交換の強化などを通じて、同僚たる世界中の監督当局と共に作業を行うつもりである。

3. 自己資本の全般的水準

46. 当委員会は、本提案の所要自己資本の全般的水準について、その趣旨ができる限り明確であることが重要だと考えている。当委員会は、新たな標準的手法に基づいた最低所要自己資本額は、オペレーショナル・リスクも含めた全体で、現行規制対比、平均して、増加も減少もしないことを企図している。当委員会は、国際的に活動している多様な銀行について、本提案の「平均的な」影響を評価することが困難であることはよく承知している。さらに、信用リスク削減やオペレーショナル・リスク等幾つかの領域で、本提案の影響に相当な不確実性が残っている。

47. 当委員会は、市中協議期間中に、標準的手法の変更に関する本提案の影響をより正確に把握する方針である。さらに当委員会が同期間中に内部格付手法におけるリテール・ポートフォリオの扱いについて行う作業によって、リテール・ポートフォリオに特有なリスクについての当委員会の理解は深まるであろう。当委員会は、こうした作業の結果必要になれば、標準的手法に対するさらなる改善を行なう用意がある。
48. 内部格付手法については、当委員会の最終目標は、所要自己資本の全般的水準が潜在的な信用リスクを十分にカバーすることと、新たな標準的手法に比インセンティブ（内部格付手法の基礎的手法については、リスク・アセットの2~3%の減少）を与えることにある。当委員会は、所要自己資本が最低水準であり、第二・第三の柱で補強されるものであるという文脈から、これらの目的が達成可能であると理解している。
49. 当委員会は、内部格付手法の先進的手法と、同手法の基礎的手法との間のインセンティブ付けをどの程度にするかを判断するには、先進的手法の実施に関してさらに情報が必要だと考えている。当委員会は、実施日から2年間、先進的手法による所要自己資本を、基礎的手法（の簡素な計算）による所要自己資本の90%を下限とすることを提案する。この2年間に、当委員会は先進的手法による計算結果を再検討する。
50. 内部格付手法の構造的な側面の殆どが今回の提案で明らかになっているため、当委員会は、市中協議期間中、銀行業界や関連業界との間で、内部格付手法における所要自己資本水準の調整について意義のある体系的な議論が行えるものと期待している。当委員会は、今回の提案の影響は、各金融機関の貸出資産の質の分布、信用リスク削減手法、リテール・ポートフォリオやオペレーショナル・リスクに関する提案の影響等に大いに依存していると認識している。当委員会は、現状、これらの点につき限られた情報を得ているにすぎないので、今後、内部格付手法の計算方法に関して追加的作業が必要で

あると考えている。

51. 加えて、当委員会は、内部格付手法のリスクに対する感応度が大変高いということは、経済循環の過程で特定資産の質が変化するのに応じ、所要自己資本も変化する可能性があるという点を注視している。当委員会は、銀行が、経済拡大期に、ストレス・テストによって、また、自ら自己資本を積み上げることによって、所要自己資本が将来増加する潜在的可能性に対応することが必要であると強く信じている。最終的には、当委員会は、各銀行が内部格付手法の中に、このような変動への対応を組込むことを奨励する。当委員会はまた、内部格付手法における所要自己資本の水準の調整にこの点が関連していると信じており、業界との協議の対象に含めたいと考えている。
52. 当委員会は、内部格付手法における所要自己資本の水準の調整に関して不確実な部分が残っているが、協議を開始するためにスターティング・ポイントが必要であると考えている。当委員会は、高い信頼区間をもって所要自己資本が潜在的なリスクをカバーすることを強調する提案を策定した。現状、当委員会には、本提案の影響を完全に評価するのに十分な情報がない。様々な資産に対する暫定的なリスク・ウェイトが、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に掲載されている。これらの暫定のリスク・ウェイトは、デフォルト確率 (PD、Probability of Default) 0.7%、デフォルト時損失率 (LGD、Loss Given Default) 50%、残存期間 3 年の資産に対応する所要自己資本比率が 8% となるように調整されている。
53. 当委員会は、この水準が、今後の協議の出発点であることを強調したい。当委員会は、所要自己資本の健全な全般的水準を達成するために、意義のある体系的議論を業界と行っていきたいと考えている。こうして決まる所要自己資本の全般的水準は、合理的な信頼区間の下で所要自己資本が潜在的なリスクをカバーし、より洗練されたリスク管理手法を採用することに適度なインセンティブを付与するという、当委員会の目的にかなうものである。当委

員会は、修正された計算方法を最終案として提示する方針である。これは、当委員会が、銀行業界と共同で実施する定量的影響度調査等の結果を踏まえたものになるであろう。この調査では、オペレーショナル・リスクに対する資本賦課やリスク削減手法の影響を含め、「新しい合意」の影響を分析する。さらに、最終案における内部格付手法の所要自己資本水準についての提案には、当委員会によるリテール、プロジェクト・ファイナンス、株式の各ポートフォリオや証券化、マチュリティの取扱いに関する作業が反映されることとなる。

4．枠組みの記述

(A) 適用範囲

54. 当委員会は、現在継続している作業により、銀行組織に「新しい合意」がどのように適用されるかについて、市場参加者がより良く理解することの必要性を認識している。したがって、当委員会は、改定後の自己資本合意の適用範囲を明確化している。
55. 1988年の自己資本合意の開発以来、銀行業の範囲が拡大し、複雑な企業所有構造の進展が加速した。また、自己資本規制が適用される連結水準は、各国で異なった決め方をされている。こうした状況を認識し、当委員会は、「新しい合意」が銀行組織にどのように適用されるかについて明確に定義する必要があると考える。
56. 銀行グループ全体のリスクが確実に認識されるようにするために、改定後の合意は、完全連結ベースで、主として銀行業務を行っているグループの親会社である持株会社を含むように範囲を拡げている。自己資本が損失の吸収のために即座に利用可能であることを確実にし、そのことによってグループ内の個々の銀行の預金者を保護するためには、銀行グループの最も高いレベ

ルだけでの連結ベースでの自己資本規制の適用は不十分である。この問題に取り組むために、当委員会は、自己資本合意は、銀行グループの最上位レベルより下の全ての国際的な活動を行っている銀行について、子会社の連結ベース（sub-consolidated basis）に基づいて適用することを明確にしている。当委員会は、銀行グループ内の最上位レベルでの完全連結と、より低いレベルでの子会社の連結または単体ベース（stand-alone）あるいは両者の併用との組み合わせが、資本の質の高さを維持し、銀行グループ内の二重計上（ダブル・ギアリング⁸）を除去するために最適な方法であると考えている。

57. 銀行は、特に証券業や保険業といった金融業務の他の範囲にまでより一層拡大している。実効性を最大化するため、「新しい合意」は、できる限り連結を通して、銀行グループ内で行われている全ての銀行業務と他の関連する金融業務を捉えるべきである。ただし、特定の証券会社や他の規制対象金融機関を連結することが実行可能でないか、望ましくないような場合があるかもしれない。そのような企業を取扱うための技術は、「新しい合意」文書の第1部に記載されている。

58. 保険子会社については、改定後の合意の自己資本基準は、特に保険のリスクを取扱っておらず、したがって、「新しい合意」のもとで保険子会社の連結は適当ではない。保険子会社を保有する銀行は、当該子会社の事業リスクを完全に負っており、グループ全体で負っているリスクをグループ・ベースで認識すべきである。銀行の規制上の自己資本を計測する際、当委員会は、現段階では、原則として、保険子会社に対する銀行の投資を控除することが適当であると考えている。適用しうる代替的な手法は、どのような場合でも、

⁸ ダブル・ギアリングは、ある企業が同じグループ内の他の企業により発行された規制対象資本を保有しており、発行者もまた自身のバランスシートにおいて資本の計上を許されている場合に生じる。この状況下では、外部から調達したグループの資本は、例えば親会社で一度、また子会社で一度、というように、実質的に二度認識される。

資本充実度の判断にあたり、グループ全体の視野を含み、資本のダブル・ギアリングを避けるものであるべきである。

59. 競争の公平性の観点から、いくつかの G10 諸国では上述した手法に対する例外として既存の取扱いを維持し、保険監督当局が銀行子会社を保有する保険会社に対して国内的に行っているリスクの連結と整合的なベースでのみ、リスクの連結を導入する。当委員会は、保険監督当局にも、上記の基準にしたがった手法を開発し適用するよう勧める。
60. 当委員会は、重大な一般事業法人への投資に関する銀行のリスクを、自己資本規制上どのように慎重に取扱うべきか、検討した。こうした一般事業法人への投資は、銀行グループにとって、一般事業法人の財務状況を（例えば融資の実行やより多くの資本注入の実行により）改善させる誘因となり得ることから、銀行グループに重大なリスクとなる可能性がある。これらの理由から、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」は、ある基準を超える一般事業法人への重大な投資について、銀行の資本から控除することを提案している。
61. 様々な範囲の業務に従事する多様化した金融グループは現在も発展を続けており、このことが、コングロマリット全体にわたる資本充実度の評価を促進するために、銀行・証券・保険監督当局が自己資本規制を整合的にする作業を続けていくことを重要なものとする。多様化された金融グループの段階では、監督当局はジョイント・フォーラム⁹により開発された原則や技術を適用することが奨励される。

⁹ 「自己資本の充実に関する諸原則」、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム（1999年2月）。

(B) 第一の柱： 最低所要自己資本

62. 当委員会の最低所要自己資本に関する提案は、1988年の自己資本合意の基本的な要素に依拠している。例えば、自己資本の定義はそのままであるほか、自己資本のリスク・アセットに対する比率も引続き使われている。「新しい合意」で取扱ったのは、リスク・アセット算定におけるリスクの計測方法である。
63. 「新しい合意」では、最低自己資本比率の分母は以下の3つの部分からなる：信用リスクに関するリスク・アセットの合計、マーケット・リスクとオペレーショナル・リスクに関する所要自己資本の合計の12.5倍¹⁰。ある銀行に、875ドルのリスク・アセット、マーケット・リスクに対する所要自己資本が10ドル、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本が20ドルあるとすると、分母は $875 + (10 + 20) \times 12.5 = 1,250$ ドルということになる。
64. 第一の柱は、マーケット・リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本を取扱っている。当委員会は、リスク感応度を向上させるために、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの双方に関し幅広い選択肢を提示している。当委員会は、銀行勘定の金利リスクを第二の柱で扱うこととした。当委員会は、金利リスク計測に伴う前提が大きく異なり得るため、最低所要自己資本ではなく監督上の検証によって、より妥当かつリスク感応的な金利リスクの取扱いが可能になると考える。
65. 信用リスクについては、選択肢は、標準的手法に始まり基礎的内部格付手法および先進的内部格付手法までを含んでいる。

¹⁰ 12.5倍することによって、銀行は、リスク・アセットに基づいた信用リスクに関する所要自己資本の計算方法と、所要自己資本が直接算出されるマーケット・リスクやオペレーショナル・リスクに関する所要自己資本の計算方法とを統一的に扱えることになる。

66. その他のリスクについては、当委員会は、第一の柱ではオペレーショナル・リスクのみを取扱うこととした。当委員会は、信用リスクおよびマーケット・リスクに対するのと同様オペレーショナル・リスクについても、最低所要自己資本算出に関し幾つかの手法を提示する。「自己資本に関する新しいバーゼル合意」では、計測することが困難なその他のリスクについては、監督上の検証プロセスを通じて取扱うこととする。

67. 1996年の「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」には殆ど変更がない。しかし、当委員会はトレーディング勘定を定義する際に使われている概念を明確化している。当委員会は、銀行勘定に分類されるべきポジションが、トレーディング勘定に分類されているケースがあるのではないかと懸念している。「自己資本に関する新しいバーゼル合意」にもあるとおり、当委員会はトレーディング勘定のポジションの健全な評価に関する指針も併せて提示する。

1. 信用リスク

68. この節は、標準的手法と内部格付手法の下で、リスク・アセットを算出する方法とそれに関連した基準を提示する。

(i) 標準的手法

69. 標準的手法は、「新しい合意」の重要な要素である。この手法は、資産ごとにリスク・ウェイトを割当てた、信用リスクに関する1988年合意の修正である。当委員会は、標準的手法を過度に複雑にすることなくリスク感応度を向上させるために、外部信用評価に基づいたリスク・ウェイトを利用することを提案する。当委員会は、世界中の多くの銀行が最低所要自己資本を算出する際に標準的手法を使用するだろうと考えている。標準的手法の詳細は、1999年6月の市中協議案と基本的に変わっていない。以下は、当委員会が提案す

る標準的手法の微調整に関する記述である。

(a) リスク評価の細分化

70. 当委員会は、標準的手法のリスク感応度を向上させるため、ソブリン、銀行、企業に対する銀行のエクスポージャーの取扱いを変更した。
71. 当委員会は、標準的手法において優遇されたリスク・ウェイトを適用する前提条件として、IMF の特別データ公表基準、バーゼル委員会による有効な銀行監督のためのコア・プリンシプル、および IOSCO による証券規制の 30 の目的と原則、の遵守を今後要求しない。こうした原則の遵守状況の判断は、大部分定性的なものとなろう。したがって、当委員会は、ソブリンや監督当局が遵守しているかを機械的に判断するような仕組みを作らないようにしたいと考えている。
72. 当委員会は、現在、銀行のソブリン¹¹向け債権に関し、輸出信用機関（ECA, Export Credit Agencies）により公表されている信用評価の利用を提案する。こうした評価の利用によって、適格な外部的評価のあるソブリンの数が飛躍的に拡大することが期待される。「補論：信用リスクに関する標準的手法」で議論されているように、当委員会は、こうした評価を標準的手法のリスク区分に展開できるような手法を構築した。
73. 当委員会は、短期インターバンク取引に対する優遇的な取扱いを拡大するため、銀行の他銀行への短期¹²のエクスポージャーが自国通貨建てでありかつ自

¹¹ 「ソブリン」という用語は、中央政府、中央銀行、各国監督当局によって中央政府と同様に取扱われている公共部門（PSEs）を含むものとして使用する。

¹² ここで言う短期インターバンク貸出とは、貸出実行時の貸出期間が 3 か月以内の貸出と定義する（第一次市中協議案では 6 か月以内とされていた）。この定義の変更は、当委員会が分析した結果、短期インターバンク市場における貸出期間の上限が 3 か月であることが判明したことを反映したものである。

国通貨で調達されていれば、優遇されたリスク・ウェイトが適用されるよう提案する。この提案により、市場の流動性が充分確保され、各々の市場における国内・外の銀行間の競争条件が平等になることが期待される。

74. 1999年6月の市中協議案では、銀行や企業に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、それらが設立された国のソブリンに対するリスク・ウェイトより低くなることはなかった。当委員会は、今後、いわゆる「ソブリンによる下限」を求めず、むしろ、高格付の銀行や企業をその信用度どおり認識することを許容する。したがって、設立された国のソブリンに対するリスク・ウェイトより高い格付をもつ銀行や企業に対しては、その高い格付を適用する。ただし、そのリスク・ウェイトは20%以上でなければならない。
75. 当委員会は、銀行の企業に対するエクスポージャーに付与するリスク・ウェイトのリスク感応度を向上させようとしている。50%のリスク区分が追加され、低格付の企業に適用されるリスク・ウェイトが設定し直された。こうした修正は、当委員会が、企業向けエクスポージャーの損失データをさらに分析した結果を反映したものである。当委員会はまた、銀行の無格付企業に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%が下限であることを明確にする。監督当局が、各国での倒産に関する経験から、この標準的なリスク・ウェイトを引き上げる必要があると判断する場合、そうすべきである。
76. 1999年6月の市中協議案でも示されているとおり、150%のリスク・ウェイト区分の内容は、より広く定義されている。最も低い格付のソブリン、銀行および企業に対する銀行のエクスポージャーは、このリスク区分に基づいて計算される。90日以上延滞債権の無担保部分も、貸倒引当金を差し引いたネット額に対して、同様のリスク区分に基づいて計算される。当委員会は、より高いリスク区分の可能性についても考慮した。各国当局は、より低いリスク・ウェイトのエクスポージャーに比べ、信用リスクから生じる損失の変動率が平均的に著しく高いようなエクスポージャーには、150%以上のリスク・ウェイト

イトを適用しても良い。このような取扱いは、銀行によるベンチャー・キャピタルや非公開株への投資に適用されうる。

(b) 運用上の要件

77. 新たな枠組みの他の部分と同様、運用上の要件は、最低所要自己資本に不可欠な要素である。標準的手法では、各国監督当局は、銀行が外部信用評価機関（ECAI、External Credit Assessment Institution）による評価を機械的に適用することがないように注意しなければならない。むしろ、監督当局と銀行には、外部信用評価機関の使用した手法とその分析の質を評価する責務がある。当委員会は、外部信用評価機関の適格性を判断する際、監督当局が「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に示された運用上の要件に依拠することを期待している。さらにこのことが、銀行が信用リスクの審査をする際に、自己資本充実の目的に沿った影響を与えることを期待している。
78. 銀行は、各国当局が適格とした外部信用評価機関による評価の一部を使うことを選ぶかもしれない。その場合、評価は、リスク・アセット計算上もリスク管理上も統一的に適用されなければならない。この条件により、外部信用評価機関による評価を所要自己資本軽減のためには利用しながら、健全なリスク管理とは一貫していないといった事態を回避することが期待される。
79. 当委員会は、複数の外部信用評価機関による評価の利用、発行体格付と債券格付、短期格付と長期格付、勝手格付といった実務的な点に関する基準も策定した。当委員会は、本市中協議期間中に、輸出信用機関や外部信用評価機関による評価を標準的手法のリスク区分に変換する基準を策定する方針である。当委員会は、短期の評価をリスク・ウェイト設定のために利用できないか、さらに検討を続ける。

(c) リスク削減手法の取扱い

80. リスク削減手法は、何らかの手法、例えば担保、クレジット・デリバティブ、保証、ないしはネットィング契約による信用リスクの削減に関連する。
81. 信用リスク削減手法を認識するために提案されている枠組みでは、簡易さとリスク感応度との間で様々なバランスを達成するために、幾つかの手法を選択肢として提示している。
82. 標準的手法と基礎的内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱いは整合的となるように意図されている。一方、先進的内部格付手法においては、こうした手法の取扱いに当たって内部評価により多くを委ねることになる。また、信用リスク削減手法の活用がオペレーショナル・リスクやその他のリスクを惹起しかねないことを認識しており、当委員会は、全ての手法に関して最低限の運用上の要件を設けた。
83. 一層の技術革新に直面する中でも新たな枠組みが長期間有効性を保ち得るように、当委員会はリスク削減手法の形態ではなく、経済実態とリスク・プロファイルに焦点を当てることを心掛けた。新たな信用リスク削減手法に関する要約が以下に示されている。より詳細な議論については、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」と、「補論：信用リスクに関する標準的手法」および「補論：信用リスクに関する内部格付手法」の関連箇所を参照することを推奨する。

担保

84. 当委員会は、標準的手法における適格な担保として、1988年バーゼル合意よりも広い範囲の定義を採用した。一般的に、現金、ソブリン・公共部門・銀行・証券会社・事業法人の発行する一定の負債証券、認定された取引所で

取引される一定の持分証券、一定の譲渡性証券への集合投資事業（UCIT¹³、欧州のユニット・トラスト）やミューチュアル・ファンドの投資ユニット、そして金を、銀行は担保として認識できることになる。

85. 担保の取扱いに関しては、包括的手法と簡便手法が提案されている。担保の現金換算価値に焦点を当てる包括的手法では、銀行は最低所要自己資本額を計算するに当たり、エクスポージャーの価値と受入れ担保の価値の変動を勘案することをはじめて求められる。エクスポージャーや担保の価値の変動は、取引相手が支払うことが出来なかったあるいは証拠金を払込むことが出来なかった時点から銀行が担保を現金化できるまでの時間差がある場合に生じるリスクを反映した「ヘアカット」に織込まれる。この両時点の間に銀行が受入れた担保の市場価値とエクスポージャーの価値が乖離する可能性がある。
86. 担保に関する包括的手法用に、2種類のヘアカットが用意されている。一つは当委員会が設定する、標準化された当局設定のヘアカットであり、もう一つは、最低基準を満たすことを条件に、担保価値のボラティリティに関する「銀行自身の推計」に基づくものである。ヘアカットの計算と値は「補論」においてより詳細に議論されている。包括的手法は、 w で表記される資本フロアにも依存しており、これは担保付取引においても銀行が借り手の信用度をモニターすることを奨励するものである。 w の目的は2つある。まず、担保付取引において借り手の信用度に焦点を当て、モニターすることを促すことである。二番目は、超過担保の度合いに拘わらず、担保付取引からリスクが完全に無くなることはない事実を反映することである。担保付取引のリスク・ウェイトは、担保の受入額に係わらず、 w に借り手のリスク・ウェイトを乗じた値よりは低くできないこととなっている。言い換えれば、どのように大幅な超過担保が積み重なっても、 w がゼロでない限り、所要自己資本額はゼロとはならないことになる。一定の低リスク取引では w はゼロとなるが、

¹³ Undertakings for Collective Investments in Transferable Securities.

それ以外の全ての担保付取引で w は 0.15 となる。

87. 担保に関する簡便手法は、1988年バーゼル合意でも用いられている置換え方式を基本的に採用している。包括的手法よりも狭い範囲の担保が認められ、より厳格な運用上の要件が設けられている。簡便手法においては全般的に包括的手法においてよりも高い水準の自己資本が担保付取引に求められることとなる。

保証とクレジットデリバティブ

88. 銀行がクレジット・デリバティブや保証による自己資本規制上の軽減を受けるには、信用リスクに対するプロテクションが直接、明示的、解約不可能、および無条件でなければならない。これらの条件が満たされた場合、銀行は、ソブリン、銀行、証券会社、および外部格付けが A 格以上の企業により提供された信用プロテクションを認めることができる。
89. 当委員会は、保証付取引において銀行が損失を蒙るのは債務者と保証人の双方がデフォルトした場合のみであると認識する。この「二重のデフォルト」の効果は、もし債務者と保証人のデフォルト確率の相関が低ければ、銀行が抱える信用リスクを削減することができる。当委員会は、相関に関する単純な代理指標を自己資本賦課を軽減する根拠として利用できないか検討した。こうして検討されたもののうち、満足できる保守性と簡易性のバランスを達成できるものはなかった。さらに、そのような代理指標が負のインセンティブを生じさせる可能性は極めて高い。したがって、二重のデフォルト効果は認識しないこととなった。
90. 1988年合意で提示されている置換え方式が保証とクレジット・デリバティブに引続き利用されるが、新たな資本フロアである w が適用される。ここで w の目的は、銀行の関心を原債務者の信用の質に集中させることに加え、利用した契約の有効性が実際に認められる程度を反映することにある。「補

論」で述べられているように、プロテクションの提供者に対応する修正されたリスク・ウェイトが、借り手のリスク・ウェイトに置換えられる。信用リスクに対するプロテクションの様々な提供者が利用する契約の質と確実性を勘案するために、 w に比例した自己資本の賦課が置換えられたリスク・ウェイトに上乘せされる。 w の水準は、政府や銀行が提供する保証では 0 となる一方、他の全ての信用プロテクションでは 0.15 となる。

オンバランスシート・ネットティング

91. 銀行勘定におけるオンバランスシート・ネットティングは、一定の運用基準を条件に認められる。その範囲は、単一の取引相手に対する貸出と預金のネットティングに限定される。特にトレーディング可能な資産に関するネット後のバランス・シートの安定性と、特定の法域における商品間ネットティング契約の法的有効性に関する懸念があったために、こうした限定が設定され続けることとなった。

残存するリスク

92. 期間ミスマッチと通貨ミスマッチは、「新しい合意」において明示的に扱われている。このようなミスマッチから生じて残存するリスクの取扱いに関する当委員会の提言は、信用リスク削減手法の全ての形態に適用される。元々のエクスポージャーよりマチュリティが短いヘッジは、残存期間が 1 年以上であれば認識される。同様に、表示通貨が元々のエクスポージャーと異なるヘッジについても認識される。しかし、双方のケースにおいて、残存する（期間または通貨）リスクに対して自己資本が賦課される。

(ii) 内部格付手法

(a) 背景

93. 当委員会は、個々の銀行のリスク・プロファイルをより正確に反映した規制上の所要自己資本に関する手法を開発した。業界団体との作業やサーベイを通じたデータ収集がリスク感応的な内部格付手法の開発に重要な役割を果たした。内部格付手法の主要な要素は後述するが、読者は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」と「補論：信用リスクの内部格付手法」を内部格付手法に関する詳細な討議のため参照すべきである。
94. 当委員会は、「新しい合意」において内部格付手法が広範に用いられると考えている。当初の提案では、当委員会は幾つかの先進的な銀行のみが、自己資本賦課の設定のために内部の信用リスク評価を活用すると考えていた。更なる調査の結果、当委員会は内部格付手法の最低適格基準はより広範な銀行に適用できるとの確信を持つことになった。当委員会は、複雑なリスク移転を行っていたり、平均よりも高いリスク・プロファイルを有している国際的に活動する銀行は、内部格付手法を採用することを期待している。
95. 内部格付手法は、事業法人、銀行、およびソブリンに関しては同様の取扱いにするが、リテール、プロジェクト・ファイナンス、および株式のエクスポージャーに関しては別の枠組みとする。各エクスポージャーにおいて、その取扱いは、次の3つの主要な要素を基礎にしている：リスク構成要素、これには銀行は自行推計または当局により標準化された推計値を使用する：リスク・ウェイト関数、これはリスク構成要素を、リスク・アセット資産の計算に使用するリスク・ウェイトに変換する：最低基準、これは内部格付手法を使用するために銀行が満たさなければならない基準である。
96. ディスクロージャーなど最低基準を完全に遵守することは、当局による遵

守状況の検証とともに、銀行が内部格付手法を利用するための前提条件である。これらが満たされない場合、銀行の内部測定値を利用することは許されない。当委員会は、基準の遵守は銀行がよりリスク感応的な内部格付手法を利用するために必要な投資であると確信している。

97. 内部格付手法の最低基準の遵守は、幾つかの銀行に対しては、現在使用しているリスク管理システムの高度化を要求する。銀行は、現時点でこのプロセスを始めることを奨励されている。また、当委員会は内部格付手法の実施は、個々の銀行の内部評価と当局による検証を強調することを前提にすると、幾つかの当局に課題を提示するかもしれない。当委員会は、各国の当局に、内部格付手法を実施するための対処をとることを奨励する。当局間の対話や情報交換 二者間および複数者間 は実施のプロセスにおいて不可欠なものである。

98. 次節では、6 種類のエクスポージャーに関する内部格付手法の取扱いを概説している。事業法人、ソブリンおよび銀行のエクスポージャーに関する当委員会の作業は最も進んでいる（これら 3 つのエクスポージャーは大枠として同様に扱われる）。当委員会はリテールのエクスポージャーに関する提案も示している。当委員会は、追加的にプロジェクト・ファイナンスや株式のエクスポージャーに関する第一次の作業を実施したが、市中協議期間中も作業を継続する。

(b) 事業法人、ソブリン、および銀行のエクスポージャー

リスク構成要素

99. 事業法人、ソブリン、および銀行のエクスポージャーに対する内部格付手法の枠組みは、現在の信用リスクの計測と管理のベスト・プラクティスに基づいている。先述の通り、枠組みは幾つかの主要なリスク構成要素の推計に基づく。

100. 銀行の信用リスクの内部計測は、債務者と取引のリスク評価に基づいている。大方の銀行は、格付手法について債務者のデフォルト・リスクを基礎にしており、一般的に債務者に対して格付を付与している。銀行は内部格付区分ごとに債務者のデフォルト確率（PD）を推計している。このPDの推計値は、当該格付を付与される債務者の長期にわたる平均的な（債務者群の）PDを保守的に評価した値でなければならない。
101. PDは、信用リスクの唯一の構成要素ではない。銀行は、債務者がデフォルトする確率だけでなく、同事象が生じた場合にどの程度損失を被るかも計測する。これは2つの要素に依存する。一つ目は、債務者からどの程度のエクスポージャーの回収を見込めるかである。回収がエクスポージャーを保全するために不十分である場合は、債務者のデフォルト時損失率（LGD、エクスポージャーに対する比率で表される）を考慮する必要がある。二つ目は、損失は、デフォルトの時点での銀行の債務者に対するエクスポージャーに依存し、それは通常、デフォルト時エクスポージャー（EAD）として表される。
102. 多くの銀行は信頼度の高いPDの推計値を算出できるが、サーベイ作業の結果、LGDについては、データの制約や銀行固有のリスク構成要素であるため、信頼できる推計値を算出できる銀行はPDに比較して少ないことが判明した。そのため、当委員会は、事業法人、ソブリン、および銀行のエクスポージャーに対するLGDの推計に対して、「基礎的」内部格付手法と「先進的」内部格付手法の両方を提案する。
103. 基礎的手法では、LGDの値は監督当局によって設定される。認定された担保で保全されていないエクスポージャーは、取引が優先債権なのか劣後債権であるのかに依存した一定の当局設定のLGDが付与される。認定された担保に保全されたエクスポージャーに対しては、標準的手法で議論された信用リスク削減の枠組みが幾つかの修正のうえ適用される。一つの修正点として

は、基礎的内部格付手法を採用する銀行は、一定の限定された範囲の商業用および居住用不動産も担保として認識することが認められていることである。

104. 先進的手法では、銀行は、LGD の推計に関する追加的なより厳格な最低基準を満たした上で、エクスポージャーに対する LGD を推計する機会を有している。本手法では、適格担保の範囲は制限されない。しかし銀行は、基礎的手法では制限されているリスクに関して検討することが要求されている。したがって、追加的な最低基準は、基礎的手法を使用している銀行の基準よりもかなり厳格である。

105. また当委員会は、保証とクレジット・デリバティブについて、現在 2 種類の取扱いを考えている。それは、標準的手法で概説している手法を使用した基礎的手法と、銀行が、保証の効果を考慮に入れるために保証者に付与している内部格付を勘案して PD を調整する先進的手法の 2 種類である。銀行は先進的手法を採用するためには、追加的な最低基準を満たさなければならない。

106. マチュリティも信用リスクの重要な要素であることが示され、当委員会は内部格付手法においてマチュリティを明示的なリスク要素として導入することを考えている。こうした考えは、特に信用リスク削減の利用により生ずる期間ミスマッチの取扱いに関し、リスク感応度を高めるという目的と整合的になることを目指している。そうすることで、自己資本賦課が、銀行のリスクの引受け、リスク管理実務、信用リスクのプライシングとより整合的になるであろう。しかし、この潜在的な利点にもかかわらず、当委員会は、明示的にマチュリティを取扱うことにより、銀行システムに余分なコストを負わせたり、貸出市場に歪みをもたらすかもしれないことを懸念している。マチュリティの調整に関しバランスのとれた内部格付手法を開発するにあたり、潜在的な正確性、複雑性、必要な入力情報を測定、評価するために要する銀行と監督当局の資源、および貸出市場における意図せざる結果をもたらす可能

性といった点で、トレード・オフが存在している。当委員会は、基礎的手法と先進的手法の特定の選択肢を設けたが、これらは、リスク感応度の向上と望ましくない副作用の間のトレード・オフに沿った異なる選択肢を表している。

107. 先進的手法については、当委員会は明示的にマチュリティの調整を含めることを提案している。したがって、信用リスクのリスク・ウェイトはPD、LGD、および「実効的なマチュリティ」(M)に依存する。Mはエクスポージャーの経済的なマチュリティよりも契約上のマチュリティであることを強調する。当委員会は、この実効的なマチュリティの概念を用いてマチュリティの調整を計算している手法について特定のコメントを求める。当委員会はリスク感応的なマチュリティの調整を適切に開発するためにかんがりの作業を実施した。「補論」では、この計算について2つの概念的な手法を設定している。一つめの手法は、貸出の経済的価値の変化を評価することに基づいており(すなわち、「時価評価」手法)、もう一つの手法では、デフォルト事象のみに焦点を当てている。当委員会は、(a)最も適当な手法、(b)この明示的な調整の計算結果、(c)異なる金融構造を反映した異なる市場に対する異なる手法の適用、(d)期間ミスマッチのある信用リスク削減手法との整合性、および(e)本提案と上記で強調したトレード・オフとの相互作用について特定のコメントを求める。注意すべき点として、手法間の選択は、期間ミスマッチを取り扱うためにマチュリティの調整を利用するなどの、本提案に関するその他の側面に影響を及ぼすかもしれない。

108. また、当委員会は、銀行が規定された監督上の最低基準を満たした上で、実効的なマチュリティの内部的な推計値ないし、マチュリティがポートフォリオの信用リスクに及ぼす効果の内部的な推計値を利用することを許容できるか否かも考えている。こうした案の実現可能性について市中からコメントを求める。

109. 基礎的手法に関して上記で強調したトレード・オフの釣り合いをとり、当委員会はすべてのエクスポージャーが同一の保守的な平均マチュリティを有しているものとして扱う選択肢を用意した。この場合、資産のリスク・ウェイトは PD と当局が設定する LGD のみに依存することとなる。本手法のリスク・ウェイトの水準設定において、銀行勘定の全てのエクスポージャーの平均実効マチュリティを 3 年と仮定している。当委員会は、本提案で用いた 3 年の前提の妥当性につきコメントを求める。また当委員会は、幾つかの当局が基礎的内部格付手法を採用する銀行に対しても明示的にマチュリティの調整を含めるという選択肢を有すべきか否かについても考えている。

リスク・アセット

110. 内部格付手法のリスク・ウェイトは、エクスポージャーの PD と LGD に加えてある場合は M も含めた単一の連続関数として表現される。この関数は上記で概説したリスク構成要素を規制上のリスク・ウェイトに変換する手法を提供する。本手法は標準的手法のように監督当局が定めたリスク・ウェイトに依存しない。むしろ、よりリスクの識別を高め、銀行の異なる格付体系を調整することを可能にしている。

111. 標準的手法と同様、リスク・アセットはリスク・ウェイトとエクスポージャーの大きさの掛け算である。上述した通り、内部格付手法でのエクスポージャーの測定値はデフォルト時エクスポージャー（EAD）を指す。オンバランスシートのエクスポージャーの EAD は名目の残高に等しい。LGD と同様、当委員会はオフバランスシート項目の EAD を推計する方法として基礎的手法と先進的手法を提案している。基礎的手法では、EAD は標準的手法で与えられている掛目を用いて推計される。但し、コミットメントの未引出残は例外であり、EAD はコミットされているが引出されていない額の 75% に設定される。先進的手法では、コミットメントの EAD の内部的な推計値が許容される。EAD の自行推計を考えている銀行は、追加的な最低基準を満たしていることを示す必要がある。

最低基準

112. 内部格付手法に適格となるためには、適用当初および適用中の両方の時点において、銀行は最低要件の全てを充足しなくてはならない。これらの要件によって、銀行の格付システム、格付プロセスおよび所要自己資本の根拠となるリスク要素の推定手法についての一貫性と信頼性を確保する。さらなる詳細については「自己資本に関する新しいバーゼル合意」と「補論」を参照することを推奨する。大まかに分類すると基礎的内部格付手法の最低要件は以下を含む。

- ・ 信用リスクの有意な区分
- ・ 格付付与の完全性と一貫性
- ・ 格付システムと格付プロセスの監視
- ・ 格付システムの基準
- ・ PD の推定
- ・ データ収集と IT システム
- ・ 内部格付の内部管理上の利用
- ・ 内部検証
- ・ ディスクロージャー（第三の柱で求められる要件）

113. 先進的内部格付手法に係る複数の要素（LGD、EAD、保証やクレジット・デリバティブの扱い）のうち、一つでも自行推定値を用いる銀行は、基礎的内部格付手法の全ての最低要件に加え当該銀行が推定するリスク要素に関する追加的な最低要件を充足しなければならない。

114. 当委員会は、各銀行が先進的内部格付手法を採用する際の基準を提案する。

ある銀行が LGD、EAD、あるいは保証やクレジット・デリバティブについての基準を充足した際には、先進的な扱いが適用される。銀行は、当初は一つの要素について先進的手法に進むことが許される。しかし、銀行が一つのリスク要素について自行推定値を使用した場合には、当該銀行は相応に短期間のうちに他のリスク要素についても先進的手法を用いることを監督当局は期待する。これは、銀行が自行推定値についての基準を充足することを示すことができるかどうかによる。銀行がそうした意思を示すために、当該銀行は実施計画について監督当局と合意しなければならない。

(c) リテールのエクスポージャー

115. 当委員会は、リテール向けポートフォリオについて、事業法人向けポートフォリオに用いるものとは異なる内部格付手法を提案する。両者は、入力情報、リスク・ウェイトの構成、および最低基準において異なる。したがって、リテール向けエクスポージャーについて、客観的な定義が必要となる。当委員会が提案する定義は、均質なポートフォリオをリテールに取込むことを目的としたいくつかの基準に基づいている。想定されているポートフォリオは、消費者ないし事業向けの多数の小口貸出からなり、一つ一つのエクスポージャーの増加がもたらすリスクの増分は小さい。
116. 本提案においては、小規模事業向け貸出の分類に若干の柔軟性が認められている。多くの銀行は、件数が多くかつ金額が比較的小さい貸出項目をプールし一括りにして扱っており、小規模事業向け貸出も同様の扱いを受けている場合が多いため、同貸出をリテール向けポートフォリオの一部として分類することには相応の適切性がある。また、事業向け貸出と個人向け貸出を区別することは場合によっては困難である。他方、中小規模の事業に対する貸出は時としてその他のリテール向けポートフォリオに比してリスクが大きいいため、リテール向けポートフォリオと事業法人向けポートフォリオの所要自己資本に差異があるとすれば、リスクを度外視して中小事業向け貸出をリ

テール扱いすることは望ましくないであろう。当委員会は現在、こうしたケースを区別するために更なる基準を設けることが適切であるか否かを検討している。検討対象となり得るのは、リテールとして分類し得る小規模事業向け貸出の大きさを限定すべきか、あるいは、エクスポージャーをリテールに分類するための他の基準を設けるべきか、という点である。その他の基準としては、小規模事業に対する貸出と、当該事業の中心的人物に対する個人向け貸出とが関連づけられていることを要件とすることなどが考えられる。

リスク要因

117. 当委員会はまた、リテールのポートフォリオについて、上記の概念的なフレームワークを基礎としつつ、リテール向けエクスポージャーの特質も反映し得るような内部格付手法を提案している。リテール向けポートフォリオと事業法人向けポートフォリオの最も大きな相違点の一つは、銀行がリスクの差異を認識する手法である。リテール・エクスポージャーの場合、一定の格付基準を用いて借り手ごとに格付を付与する例は非常に少ない。銀行はむしろ、借り手や取引・商品などの特性に基づいてポートフォリオを分割し、同様のリスク・プロファイルを持ったエクスポージャーをグループ化することが一般的である。
118. リテール向けポートフォリオに対する内部格付手法は、こうした銀行実務に基づいて構築されている。したがって、銀行は内部格付手法を用いるに当たり、一連の最低基準にしたがって、リテール向けエクスポージャーを内部的に定めたセグメントに分割することを求められる。事業法人向けエクスポージャーの場合と同様、リスク要因に関する評価は、格付等級レベルではなくセグメント・レベルで行われる。
119. 当委員会は、銀行実務を勘案のうえ、リテール向けエクスポージャーにおけるリスク要因を評価するために、二つの選択肢を提案する。第一の選択肢は、各リテール・セグメントについて、個々にPDとLGDを評価するという

ものである。第二の選択肢は、各リスク・セグメントごとに期待損失（EL、すなわち PD と LGD の積として定義される）を評価し、PD と LGD は個別に算定しないというものである。エクスポージャーのマチュリティ（M）は、リテールの内部格付手法においてはリスクの入力情報とはならない。

120. 上記の選択肢は、何れも、銀行が自ら EAD、PD / LGD、あるいは EL を推計することを前提としている。これは、多くの銀行が、自らのリテール向けポートフォリオのリスクと借り手の実績について、多くの有用な情報を有しているためである。当委員会は、経営管理の良好な銀行は所要の情報入力を行うために必要なデータを捕捉・処理する能力を有していると考え。したがって、当委員会は、事業法人向けエクスポージャーの場合とは異なり、これらのリスク要因に基礎的手法を用いることは不適切であると考え。

リスク・ウェイト

121. リスク・ウェイトは、PD と LGD の関数である。当委員会は、上で述べた EL 手法を用いる銀行のために、EL 推計値を PD / LGD リスク・ウェイトの関数に置き換えるメカニズムを開発する予定である。リテール向けポートフォリオには多数の小口貸出が含まれているため、リテールのフレームワークにおいては単一の借り手（ないし関連する借り手のグループ）に対する貸出の集中を反映する調整は行われない（この点は他のタイプのエクスポージャーに適用される手法とは異なる〈同調整については、本概論のパラグラフ 130～131 に論じられている〉）。
122. 「自己資本に関する新しいバーゼル合意」には、リテール向けエクスポージャーに対するリスク・ウェイトの目安が提示されている。これらのリスク・ウェイトは、導出方法も形式も事業法人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトに類似しているが、当委員会は、これらのリスク・ウェイトが事業法人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトに比べて暫定性が強いことを強調しておく。まず第一に、リテールの分野においては、限られた時間内で提案

を固めるために必要なデータを収集することがより困難であった。また、リテール向けポートフォリオにおいては、事業法人向けポートフォリオに比較して、経済的資本を配分する手法の統一性が低い。さらに、当委員会は現在、金融商品の種類ごとに異なるリスク・ウェイトを適用することが適切であるか否かを検討中である。当委員会は本件について特にコメントを求める。

最低基準

123. 事業法人向けエクスポージャーの場合と同様、内部格付制度および推計損失データの一貫性と信頼性を確保するためには、最低基準の遵守が不可欠である。リテール向けエクスポージャーに関する最低基準の多くは事業法人向けエクスポージャーに沿ったものであるが、その他の基準にはリテール向けポートフォリオの特性が反映されている。当委員会は、ここに提案する基準を継続的に発展・改善させてゆく予定であり、現提案の適切性と完全性についてコメントを求める。

124. リテール向けエクスポージャーの取扱いについて重要な点は、リスクのセグメント化である。銀行は、各々のリスク・セグメントに含まれるエクスポージャーのリスク・プロファイルが適度に均質なものとなるようにポートフォリオをセグメント化することが求められる。その他の最低基準は次のものである。各セグメントのリスク・プロファイルの定量化；各セグメントならびにセグメント内の個別エクスポージャーのリスク・プロファイルを見直す手法と頻度；パブリック・ディスクロージャー。

(d) プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャー

125. 当委員会は、プロジェクト・ファイナンスについては別途の取扱いが適切であると考えている。当委員会が直面している問題としては、まず、(a)プロジェクト・ファイナンスにおける貸出の特異な損失分布およびリスク・プロファイルである。特に、同貸出においては期待損失と非期待損失の関係が事業法人

向けエクスポージャーと異なるほか、PD、LGD、EAD の間の相関がより強いことである。また、(b) 主要なリスク・プロファイルを定量化したり、銀行が行った推計を検証したりするために用い得るデータが限られているということである。

126. 当委員会は、上記の問題により、適用面および検証面において、解決すべき重要課題が生じると考える。したがって当委員会は、今後数か月間に、プロジェクト・ファイナンスに関する提案を完成させるための作業を行う。当委員会は市中協議期間中に、「補論」で論じられている関連事項について、情報の提供を求める。

(e) 株式エクスポージャー

127. 当委員会は、銀行勘定で保有している株式ポジションについて、よりリスク感応度の高い手法を開発し、銀行が債務者の負債ではなく株式を保有することによって所要自己資本を削減し得る可能性を排除したいと考えている。
128. 自己資本規制上、株式エクスポージャーに関して新たな取扱いを適用する際には、経過措置を含め、手法の開発および適用において特別な配慮を行う必要がある。また、適当と認められる場合、特定の種類の投資に対しては、既存の保有分等について特別の処置を用意する必要がある。当委員会は、銀行が一部の市場において株式によるファイナンスに重要な貢献を果たしていること、および、株式の保有には様々な動機があること、を認識している。当委員会は、株式ポジションに対する自己資本規制には複数の手法が必要であると考える。当委員会は、今後の検討対象として2つの手法を大まかに選別した。一つはPD/LGDをベースとする手法であり、事業法人の債務について採用された手法と概念的に類似している。いま一つはマーケット・リスクないしストレス・テストに基づく手法である。当委員会は、株式の内部格付制度の下で最終的に特定の手法(単一ないし複数)を選択する際には、各々

の銀行の株式保有がどのような性質のものか、また、適用される手法が当該株式保有に適しているか否かの判断に基づいて決定を下すべきであると考え

129. 当委員会は、今後の作業において、現在の市場慣行、事業法人向けエクスポージャーに適用される標準的手法と内部格付手法の間でのインセンティブ、トレーディング勘定の株式保有との関係、およびエクイティ・ファイナンスに関する法制度の実情を検討する。当委員会はここに提示した選択肢に対して業界からのコメントを求める。

(f) グラニュラリティ(与信先の分散化度合い)にかかる調整

130. 当委員会は、1988年自己資本合意と異なる重要な措置をもう一つ提案する。すなわち最低所要自己資本は、個々のエクスポージャーの特性のみならず、他の全てのエクスポージャーの特性にも左右されることになる。グラニュラリティ、もしくは、エクスポージャーが単一の借り手ないし相互に緊密に関連する借り手グループに集中するというかたちでのグラニュラリティの欠如は、明らかに重大なリスク要因である。したがって当委員会は、本リスク要因を内部格付手法に組込むことを提案する。これは、リテール向けポートフォリオ以外の全てのエクスポージャーについて、規制上の自己資本に関する標準的な調整を適用することを通じて行われる。同調整に際し、産業、地域、その他の形態の信用リスクの集中は考慮されない。

131. 「グラニュラリティ」の調整は、銀行レベルの連結ベースで、総リスク・アセットに対して適用されることになる。銀行は、エクスポージャーの分散、および内部格付等級内部の(および全等級にわたる) LGD 推計値に基づいて、標準ポートフォリオ(a standard reference portfolio)との対比におけるグラニュラリティの度合いを判断し、リスク・アセットに加える調整を計算する。ポートフォリオのグラニュラリティのレベルが標準ポートフォリオの

レベルより高い場合は、下方調整が行われる。この結果、当該銀行の総リスク・アセットおよび所要自己資本は削減される。反対に、ポートフォリオのグラニュラリティのレベルが標準ポートフォリオの同レベルより低い場合は、総リスク・アセットに上方調整が加えられる。

(g) 内部格付手法がカバーするエクスポージャーのタイプや事業単位

132. 一部のエクスポージャーに内部格付手法を採用する銀行グループは、妥当な期間以内に、全種類のエクスポージャーおよび全ての主要な事業単位（子会社および支店）について内部格付手法を採用しなければならない。銀行は、このための準備計画について監督当局と合意しなければならない。準備期間中は、内部格付手法を採用する銀行と、標準的手法を用いる事業単位との間のグループ内取引には所要自己資本の軽減措置は適用されない。こうした扱いは、規制上有利な扱いの恣意的な選択（cherry picking）を最小化することを企図したものであるため、資産の売却や相互保証に対しても適用されよう。

133. 重要度の低い事業単位が保有するその他のエクスポージャーは、各国の裁量に基づいて、上記のルール適用を免除され得る。その場合は、標準的手法に基づいて所要自己資本が算定される。こうした場合、監督当局は第二の柱の運用を通じて、当該銀行がより多くの自己資本を保有すべきか否かを判断する。上記のケースと同様、内部格付手法適用銀行と、標準的手法を用いる事業単位との間のグループ内取引（資産の売却および相互保証を含む）には所要自己資本の軽減措置は適用されない。

(h) 今後の作業

134. 当委員会は、これまでの節で強調してきた点（マチュリティの扱い、プロジェクト・ファイナンスおよび株式に関する更なる作業など）をはじめとして、内部格付手法の多くの分野を精緻化し、検討を進めてゆく予定である。

また、当委員会はトレーディング勘定の信用リスクに対して内部格付手法を適用することおよび、OTC デリバティブ商品における将来の潜在的エクスポージャーの扱いについて検討する予定である。こうした点は、「補論」でより詳しく述べられている。

(iii) 資産の証券化

135. 当委員会は、資産の証券化の取扱いについて、多くの考察を重ねてきた。1999年6月の市中協議文書で述べられているように、資産の証券化は銀行にとり、自身の信用リスクを他の銀行や銀行以外の投資家に再分配するための効率的な方法として貢献しうるものである。一方で、当委員会は、一部の銀行が自身のリスク・エクスポージャーに応じた自己資本を持つことを回避するためにこれらの証券化ストラクチャーを利用していることについて、懸念を強めている。
136. このような理由から、当委員会は、伝統的な証券化が銀行（発行者である銀行、投資を行っている銀行、そして標準的手法の場合、スポンサーである銀行も含む）にもたらす明示的なリスクに関する標準的手法及び内部格付手法での取扱いを、市中協議に付すために開発した。伝統的な証券化には、原債権者が、典型的には「特別目的体」(Special Purpose Vehicle, SPV)と呼ばれる第三者に資産あるいは債権を法的・経済的に移転する取引が介在する。SPVは、特定の資産プールに対する債権である資産担保証券（ABS）を発行する。
137. 運用上の要件、開示基準、最低所要自己資本については、以下で議論されている。シンセティック・セキュライゼーションの取扱い、暗黙のリスク、その他の残余リスクに関する今後の作業についても同様に以下で議論されている。この作業の結果、ここで述べられている資本の取扱いの提案は変更されることになる可能性がある。

(a) 運用上の要件

138. 発行者である銀行が自身のバランスシートから証券化資産を取除く場合を見分けるための「真正売買」の定義は、リスク・ベースの自己資本規制では極めて重要である。「自己資本に関する新しいバーゼル合意」でより詳細に記載されている基準を満たしている場合、明示的なリスクに対する規制上の自己資本を計算する上では、当該資産は実質的に銀行のバランスシートから取り除かれていると見做される。

(b) 開示基準

139. 資産の証券化について、銀行が有利な自己資本規制上の取扱いを受けるためには、一定の定性的及び定量的な情報を開示することが求められる。「自己資本に関する新しいバーゼル合意」は、原債権者である銀行、スポンサーである銀行、そして銀行によって設立されたSPVが行われなければならない開示基準について概説している。提案されている開示基準の多くは、現在市場に開示されている情報の水準を反映している。

(c) 標準的手法における資産の証券化

原債権者である銀行

140. 原債権者である銀行は、典型的に、ローン・サービサー（サービシング・エージェンシー）となるか、信用補完の提供者となっている。こうしたつながりから生じるリスクを最小化するため、原債権者である銀行が契約上の義務を超えた支援を行わないことを当委員会は勧める。信用補完に対する最低所要自己資本は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に記載されたリスク・ウェイト表（schedule）に基づいて計算される。信用補完は、典型的には証券化資産の無格付か最も低い格付のトランシェであることから、原債権者

である銀行の規制上の自己資本から全額控除される。

141. 原債権者の銀行（あるいはローン・サービサー）は、契約上の取決めがある場合、資産の証券化に対し、短期的な流動性を供給することがある。自己資本規制上、この短期融資は、実質上短期コミットメントと見做される。銀行は、ファシリティーの名目額に 20%の掛目と、一般的に 100%のリスク・ウェイトを適用することを求められる。

早期償還条項付リボルビング証券化

142. 当委員会は、早期償還条項付リボルビング証券化の取扱いについても明確にしている。これらの条項は、原資産のプールの信用度が悪化した場合、証券化の早期元利払いの繰上げを自動的に行うことを規定している。早期償還条項は、真正売買が成り立つ場合でも、原債権者へ一定のリスクを与える。したがって、早期償還条項付リボルビング証券化の原債権者である銀行は、証券化された資産プールに最低 10%の掛目を適用することを求められる。監督当局は、原債権者の銀行のリスク管理と内部管理の充実度を検討した後、場合によってはより高いオフバランスシートの掛目を適用することができる。

投資家である銀行

143. 銀行が投資目的で ABS を購入する場合については、当委員会は、1999 年 6 月の市中協議文書で概要が示され、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に具体的に示されているリスク・ウェイト表の適用を引続き提案する。
144. この取扱いは、銀行に、無格付のトランシェについては全額規制上の自己資本から控除することを求める。無格付の証券化ストラクチャーの優先部分のトランシェに対しては、例外が提案されている。これらのトランシェの流動性の優先性を認めて、当委員会は、無格付のストラクチャーの優先部分のトランシェに適用されるリスク・ウェイトは、原資産のプールに含まれる最も高いリスク・ウェイトの資産に従ってリスク・ウェイトを割当てるとする、

「裏付けとなる資産を参照する手法」(look-through approach)を提案している。

スポンサーとしての銀行

145. 当委員会は、SPV のスポンサーである銀行によって行われる活動に対する自己資本の取扱いを開発した。これらの銀行は、以下で議論される信用補完と流動性ファシリティーの提供を含む、SPV (ないしは導管) に関連した一連の活動を行うことがある。

146. 投資を行っている銀行により保有されている最劣後部分に対する資本の控除に関する上記の取扱いと整合的に、スポンサーである銀行は、資産の証券化に提供している全ての最劣後の信用補完を、規制上の自己資本から控除しなければならない。

147. スポンサーである銀行によって提供されている流動性ファシリティーは、自己資本規制上、コミットメントと見做される。ファシリティーが流動性の目的のみに利用されているということを確認する要件は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」文書により詳細に記載されている。この要件は、ファシリティーの構造と、SPV との関係に関連する。これらの要件を満たすファシリティーには 20% の掛目が適用され、一般的に 100% のリスク・ウェイトが課される。

148. 流動性目的のみでないとは判断されるファシリティーは、信用補完か直接的な信用供与代替取引と見做される。原債権者の銀行の場合と同様に、信用補完は規制上の自己資本から控除される。一方、直接的な信用供与代替取引の場合は、投資を行っている銀行によって保有されている証券化のランシェに適用される表に従ってリスク・ウェイトが課される。

(d) 内部格付手法における資産の証券化

149. 当委員会は、標準的手法と同様の経済的な考え方に従って、内部格付手法における証券化の取扱いの大枠を作成した。また同時に、当委員会は、内部格付手法の枠組みのリスク感応度の高さを活かしたいと望んでいる。具体的な取扱いの仕組みは、当該銀行が証券化されたトランシェの発行者であるか、投資家であるかによって異なる。ここで述べる取扱いは、基礎的及び先進的内部格付手法双方のもとで伝統的な証券化取引に適用される。当委員会は、市中協議期間中に内部格付手法における証券化の取扱いを精緻化し、主要な残された問題に取り組むための作業を続ける予定である。
150. 証券化トランシェを発行する銀行については、証券化された原資産のプールに対し課されたであろう所要自己資本にかかわらず、保有している最劣後部分の全額が自己資本から控除される。当委員会は、また、発行者である銀行が利用を認められた外部信用評価機関から明示的に格付を取得しているトランシェを保有している場合、この格付を PD / LGD の枠組みに変換することによって、この格付に対応した所要自己資本の計算を内部格付手法の中で認めるかどうかについても検討を行っている。この取扱いは、投資家としての銀行により保有される、外部評価されたトランシェについてのアプローチに実質的に従うものである。
151. 他の機関により発行された証券化トランシェに投資を行っている銀行については、当委員会は、外部信用評価機関が提供している格付に基本的に依存することを提案している。具体的には、他のエクスポージャーと同様に、銀行はトランシェを一つの信用エクスポージャーとして扱い、そのトランシェに適切な PD と LGD に基づいて所要自己資本を適用する。適切な PD とは、そのトランシェの外部格付に対応したものであろう。この PD は、適切に保守的な姿勢で計測された、当該外部信用評価機関の格付カテゴリーに分類される商品全体の長期的なデフォルト率の実績値として直接計測されるか、

あるいは、当局に承認されたマッピング分析に基づいて、銀行自身の内部格付のために推計された PD のうち当該外部格付に「相当する」ものとして、間接的に計測される。当委員会は、市中協議期間中に分析を引続き精緻化する意向にあるが、保守性の観点から、そのようなトランシェに対して 100%の LGD を適用することを提案する。この 100%の LGD は、基礎的手法と先進的手法を利用する銀行両方に適用される。トランシェが無格付（例えば相対取引に伴う場合）であり、低い信用度のポジションの証明と見なすことができる場合、投資を行っている銀行は自己資本から当該トランシェを控除することが期待される。

152. 既に述べたように、当委員会は、この提案を精緻化する作業を引続き行う中で、いくつかの特定の分野について考察を行っていく。例えば、100%LGD の仮定は極端に保守的であり、最劣後部分とより優先度が高いロス・ポジションを区別していない。また、LGD の推計において、銀行が基礎的手法と先進的手法のいずれを採用しているかについても区別していない。

153. さらに、当委員会は、「二本足（two-legged）手法」ないしは「変動掛目（sliding-scale）手法」と呼ばれる手法や、個々の証券化トランシェに対する PD / LGD のより広範な適用といった、他の代替的な手法についても引続き検討を行う。後者の手法に関しては、いかに銀行と当局が検証可能な方法で単一の PD の推計値を無格付のトランシェに割当てるといった問題を解決しなければならない(補論参照)。

(e) 残余リスク

154. 当委員会は、銀行が契約上の義務を超えて証券化された資産のプールに支援を行うときに生じるリスクの適切な自己資本規制上の取扱いについて、検討を行っている。この種の支援は、よく暗黙の買戻し契約（implicit recourse）と呼ばれる。「自己資本に関する新しいバーゼル合意」で説明されているよう

に、銀行が、そのような暗黙の買戻しを行ったことが発覚した場合、潜在的に深刻な措置が採られることとなる。この措置には、銀行が支援を行った証券化ストラクチャーに関係する資産全てについて、あるいは、その銀行の証券化した資産全てについて、有利な自己資本規制上の取扱いができなくなることが含まれる。この措置には、また、市場に対して、そのような規制上の取扱いが変更されるに至ったことを開示することと、将来証券化した資産について有利な自己資本規制上の取扱いができなくなることとも含まれる。

155. 市中協議期間中に、当委員会は、銀行が提供する暗黙の買戻しの性質、頻度、結果を十分評価するつもりである。将来の作業では、上述した明示的なリスクについての自己資本規制上の取扱いでは捉えることができないその他の残余リスクや、証券化を通じ、容認されざる自己資本規制の抜け道が生じる可能性について検討を行う。この作業により、暗黙のリスクと残余リスクに十分対応するために証券化取引に対する事前の最低資本賦課が必要かどうかの評価が可能になるであろう。

(f) シンセティック・セキュリタイゼーション

156. 当委員会の将来の作業計画には、シンセティック・セキュリタイゼーションや、ポートフォリオ・クレジット・デリバティブを伴う仕組取引に伴うリスクを如何に取扱うかについての検討も含まれる。これらの取引の複雑さにより、銀行は大幅なリスクに晒されるかもしれない。当委員会は、これらの取引に関する運用上の要件と最低所要自己資本の開発に焦点を当てていくつもりである。

2. オペレーショナル・リスク

157. 1999年6月の市中協議文書では、「新しい合意」において、当委員会が信用リスクとマーケット・リスク以外のリスクについても取り組んでいくこと

を発表した。銀行界と密接な連携をとりつつ検討した結果、当委員会は焦点をオペレーショナル・リスクの取扱いに絞ることを提案する。この最低所要自己資本に関する提案は、6月の市中協議文書が公開された後に認識された実務的な問題および概念的な問題の両方を反映したものである。

158. 当委員会は、業界の標準となっているオペレーショナル・リスクの定義「内部プロセス・人・システムが不適切である若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる直接的又は間接的な損失に係るリスク」“the risk of direct or indirect loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events”を採用した。当委員会はこの定義を第二次市中協議期間中に改善していくつもりである。

(i) 最低所要自己資本

159. 単一の規制を多様な銀行に適用する手法（a one-size-fits-all approach）ではないものに、自己資本規制を改めるとの今回の見直しの目的に整合させる観点から、当委員会はオペレーショナル・リスクについて複数の手法を提案する。現時点で、選択肢は段階的に洗練度が高度化する三つの手法（基礎的指標手法、標準的手法、内部計測手法）からなっており、それは銀行界との広範な議論に基づくものである。自己資本賦課は、銀行の抱えるオペレーショナル・リスク量を反映する単一又は複数の指標に基づくものになる。

160. 当委員会は、オペレーショナル・リスクに対する最低所要自己資本を適切なものにするには、現在も続けられている銀行界との協議が必須のものであると信じている。当委員会は、銀行界が協調して業界規模のデータ収集を行うことや、損失・リスク・ビジネスラインの定義をそろえてデータを共有化することが、先進的な手法を開発するために必須のものであると考えている。そのようなデータがなければ、オペレーショナル・リスクに対する最低所要自己資本を設定するに当たり、当委員会は保守的な諸仮定を置かざるを得な

くなる。

161. 損失データが十分でないため、このリスクに割り当てられている経済的資本の量を明らかにするために、当委員会は幾つかの国際的な銀行に対して調査を行った。この予備的な調査では、これらの銀行では平均して経済的資本の20%をオペレーショナル・リスクに配賦してあることが示されている。そこで当委員会は、1988年合意での規制上の最低所要自己資本額の20%という額を第一次的な近似として用い、新規制の最低所要自己資本賦課の基礎的指標手法における固定数値比率（ファクター）を示す大体のレベルの推定を行った。また、当委員会は標準的手法における資本計算方法となり得る一つの例を与えるためにも、最低所要自己資本の20%を用いた。当委員会は、損失データが追加的に入手できるようになるとの前提のもとではあるが、オペレーショナル・リスクに対する最低所要自己資本額をどのように設定するのが最適かを決定するために、今後数か月かけて検討を行っていくつもりである。

162. 当委員会は、銀行がより先進的な手法を採用していくに当たり、ビジネスラインごとの採用を銀行に認めるつもりである。例えば、銀行は、あるビジネスラインにおいては標準的手法を用いるが、別のビジネスラインに対しては内部計測手法を用い得る。しかし、より進んだ手法の使用がいったん認められると、自らの意志で単純な手法に戻ることは許されない。一般的に、国際的に活動する銀行及びオペレーショナル・リスクのエクスポージャーが大きい銀行は基礎的指標方法ではなく、より先進的な手法を用いることが期待される。当委員会は、第二、第三の柱により、銀行が上記の方向に進んでいくことを監督当局が促すことを期待している。

(ii) 一連の手法

163. 基礎的指標手法では、オペレーショナル・リスクに対する自己資本賦課は、

その銀行が抱えるオペレーショナル・リスクのエクスポージャーの代理変数（proxy）である一つの指標に関連付けられる。例えば、粗利益（gross income）がその指標とされれば、各銀行は、粗利益に対する固定数値割合（ファクター）をオペレーショナル・リスクに対する自己資本として保持することになる。当委員会は、オペレーショナル・リスクに対して適切な基礎的指標を決定するとともに、ファクターを決定するために、銀行界とも密接な連携をとりつつ検討を続けていく予定である。

164. 一定の最低基準を満たす銀行に使用が許されることになる標準的手法とは、基礎的指標手法を発展させて、銀行の活動を幾つかの標準化されたビジネスライン（例えば、コーポレート・ファイナンスやリテール・バンキング）に分割してとらえることにしたものである。銀行は自行の業務構造を標準化されたビジネスラインに割り付ける（mapping）ことになる。各ビジネスライン内では、自己資本賦課はオペレーショナル・リスクの指標に固定数値割合（ファクター）を掛け算することで計算される。ビジネスラインによって指標の種類も、ファクターの値も異なるかもしれない。オペレーショナル・リスクに対する全体の自己資本賦課は、各ビジネスラインに賦課される規制資本額の合計となる。標準的手法の仕組みとファクターの導出に関しては「補論：オペレーショナル・リスク」で論じられている。当委員会は、標準的手法の仕組み自体とファクターの両方をさらに検討するに当たり銀行界と密接な連携を図ることとしている。

165. 内部計測手法では、より厳格な規制上の基準を満たす銀行に対して規制上の所要自己資本のために内部データを使用することが認められる。銀行は、特定されたビジネスラインとリスクタイプに対して3種類の入力データ：オペレーショナル・リスクに晒されているエクスポージャーの指標、損失事象が発生する確率と、そのような事象が生じた場合の損失の大きさ、を表すデータを収集することとなる。銀行自身が集めた損失に関するデータから計算される指標に対して、業界全体のデータに基づいて当委員会が決定した固定数

値割合（ファクター）を掛け算することで資本賦課の計算が行われる。標準的手法の場合と同じように、オペレーショナル・リスクに対する全体の自己資本賦課は、それぞれのビジネスラインに対する必要資本額の合計である。

166. 当委員会は、少なくとも内部計測手法の開発が初期の段階にあるもとは、ビジネスライン、リスクの指標、損失事象の標準化された定義が適用されるべきであると信じている。ある程度の標準化は業界規模の損失データベースの開発を促進するとともに、銀行の内部手法を監督上検証するプロセスも容易にするものとなる。ビジネスライン、リスクのタイプ、リスクに晒されているエクスポージャー指標に関して当委員会が暫定的な分類方法の定義を行った表は「補論」に示されている。

167. 当委員会は、業界は内部計測手法に必要なデータベースの開発途上にあると認識している。オペレーショナル・リスクの計量化に内部システムを使用することに関して銀行が更に経験を積み、データもさらに多く収集されるに従い、銀行自身がビジネスラインやリスクの指標を独自に定義するという柔軟性を認めることが可能かどうかを当委員会は検討するつもりである。

(iii) 「フロア」の概念

168. 銀行がより先進的な手法へと進むにしたがい、必要資本額がより低くなるという形でオペレーショナル・リスク管理の改善が反映されるものと、当委員会は考えている。これは、 α 、 β という各ファクターの値を適切に設定することで達成されるとともに、リスク管理が改善されれば、その銀行のデータが良いリスク管理状況を反映することによって実現されることとなる。当委員会はフロアを設定することにより、銀行が標準的手法から内部計測手法に移行するときの資本額の減少量に対して制限を加え、当該フロアから所要自己資本の額が下回ることをできないようにする予定である。今回の「新しい合意」を施行してから二年後に、当委員会はフロアの存在の必要性とレベ

ルに関して見直しを行う予定である。フロアを設定する仕組みは「補論」で論じられている。

(iv) オペレーショナル・リスク管理の基準

169. 内部計測手法を使用するには、銀行は幾つかの基準を満たしていることを示さなければならない。これらの基準は標準的手法を用いる銀行が要求される基準に幾つかの基準を追加したものになっており、「補論」にその概要が示されている。当委員会は、オペレーショナル・リスクの認識・モニタリング・統制に係る一連の健全な実務指針を策定していくつもりである。これらは、特定の基準に関して言及するものではあるが、基礎的指標手法を採用する銀行を含めて、広く一般に適用できるようにもするつもりである。さらに当委員会は、オペレーショナル・リスクを管理し統制するために銀行で用いられている方法と最低所要自己資本額の計算法の両方に関しての定性的および定量的なディスクロージャーのあり方についてさらに検討していくつもりである。

(v) 進行中の作業

170. オペレーショナル・リスクに対する資本賦課額を設定するための作業に加えて、当委員会はオペレーショナル・リスクの枠組みのリスク感応度を高めていく方法について検討を重ねていくつもりである。これらの中には、「補論」で論じられている、リスク・プロファイル・インデックス、損失分布手法、リスク削減手法が含まれる。

171. 内部計測手法において、ある銀行のリスク・プロファイルが業界全体の損失の分布と一致しない場合に、所要自己資本額を調整するためにリスク・プロファイル・インデックスを用いることについて、検討を行うこととしている。そのような追加的な調整を最低所要自己資本額に対して行うことのコス

トと利益を評価するために、検討がさらに必要である。

172. 銀行自身が自行の損失の分布およびビジネスラインとリスクタイプを特定する損失分布手法を幾つかの銀行が開発中である。現段階では当委員会は、今回の「新しい合意」が導入される時点で、そのような手法を規制上の所要自己資本の目的に使用することが可能になるとは考えていない。しかし、これは将来に損失分布手法を使用することを排除するものではなく、当委員会は銀行界がこの手法の精密化と適切な検証方法の開発を行うために議論を行っていくことを奨励する。

173. 今後数か月の間に、保険の使用を含めたオペレーショナル・リスクの削減手法を認めることが可能かどうかについても、当委員会は銀行界と連携して検討を進めていく予定である。この検討においては、あるリスクを別の種類のリスクと交換するものではなく、リスクの削減やリスクの移転となるような手法を認定することに主眼がおかれる予定である。当委員会は、損失データがオペレーショナル・リスクの削減手法をどの程度反映するかの評価も行う予定である。

(C) 第二の柱：監督上の検証プロセス

174. 当委員会は、監督上の検証を、最低所要自己資本と市場規律を補完するものとして不可欠なものであると考えている。新たな枠組みの第二の柱は、各銀行が全てのリスクにわたって見積もりを行うことにより自らの自己資本充実度を評価するために健全な内部プロセスを有することを確保することを意図したものである。監督当局は、銀行がそのリスクに対応してどのくらい自己資本を充実させることが必要かを適切に見積もっているかどうかを評価することに責任を有するものであり、これには、銀行が異なる種類のリスクの間にどのような関係があるかを適切に評価していることを見定めることが含

まれる。その際、監督当局は、とりわけ、多くの金融機関におけるベスト・プラクティスは何であるかについての知識を参考にすることとなる。

175. 本提案は、銀行経営陣の判断や専門性にとって代わることで、あるいは自己資本充実度を維持する責任を監督当局に転嫁することを意図したものではない。逆に、経営陣が自行の直面するリスクを最も完全に理解していること、およびそれらのリスクを管理する最終的な責任を有するのが経営陣であることは、よく理解されているところである。さらに、自己資本は、根本的に問題のある内部統制やリスク管理プロセスを改善することに代わり得るものではない。
176. 第二の柱を提案するにあたり、当委員会は、銀行と監督当局との間のより積極的な対話を促進することを目指しており、これにより、自己資本の不十分性が認識された場合に、リスクの削減または自己資本の回復のための迅速かつ断固とした行動がとられ得るようにしたいと考えている。したがって、監督当局は、リスク・プロファイルや業務状況からみて、注意を払う必要のある銀行により重点的に焦点を絞るという手法を採用しようとするかもしれない。
177. 同様に重要なことは、新たな枠組みの第二の柱が、第一の柱における先進的な手法に係る基準、特に信用リスクにおける内部格付手法に係る基準とどのように関係づけられるかということである。監督当局は、銀行がそのような基準を継続して満たしているかどうかを確認しなければならない。
178. 本セクションの残りは、監督上の検証における主要な原則、監督上の透明性と説明責任について議論し、銀行勘定の金利リスクの取扱いに関する当委員会のガイドラインの概要を示す。

1．監督上の検証における4つの主要原則

179. 当委員会は、1999年6月の市中協議ペーパーに概要が示された監督上の検証についての基本概念を更に詳細なものにした。当委員会は、監督上の検証における4つの主要概念を認識しており、これらは以下に詳述されている。この主要原則は、当委員会がこれまでに作成・公表してきた広範な監督上のガイダンスを補完するものである。
180. *原則1：銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有すべきである。*
181. 健全な自己資本充実度の評価プロセスは、主要なリスクを確実に捉えるように設計された方針と手続き、銀行の戦略と自己資本の水準をリスクに関連付ける手続き、並びに管理システム全体の適切性を確保するための内部統制、検証および監査を含むべきである。このプロセスを確立し維持する責任は経営陣にある。
182. このプロセスを継続的に評価するにあたり、銀行の経営陣は、現下の経済が景気循環のどの段階にあるかに絶えず注意を払うべきである。したがって、銀行経営陣は、銀行に悪影響を与え得る信用および資本市場の変化を識別するような、厳格でありかつ今後の変化を見据えたストレス・テストを実施すべきである。
183. *原則2：監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。*

184. 自己資本充実度に関する銀行内部の評価プロセスの評定を行う際には、監督当局は様々な関連要素を考慮すべきである。こうした要素には、銀行が行った感応度分析やストレス・テストの結果およびこれらの結果が自行の自己資本にどのように関連づけられているか、銀行の経営陣が自己資本水準の設定において不測の事態にどの程度備えているか、および目標となる自己資本水準が上級管理職によって適切に見直されまたモニターされているかどうかが含まれる。
185. *原則3：監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。*
186. 監督当局は、個別の銀行が適切な自己資本を保有して業務を行うことを確保するためのいくつかの手段を有している。種々の選択はあるが、監督当局は、銀行の自己資本充実の状況を確認するため、トリガー・レシオおよびターゲット・レシオを設定するかもしれないし、最低所要自己資本比率を上回る区分（例えば、適切な自己資本水準や十分な自己資本水準）を定義付けるかもしれない。国によっては、銀行システム全体として最低所要自己資本を上回る比率を設定することとするかもしれない。
187. *原則4：監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ
て必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを
目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な
改善措置を求めるべきである。*
188. 監督当局は、銀行が上記の監督上の諸原則において具体化されている要件を満たしていないとの懸念が生じた場合には、様々な選択肢を検討すべきである。こうした措置には、銀行に対するモニタリングの強化、配当の支払制

限、十分な自己資本回復に関する計画の提出および遂行の銀行への要求、早急な追加的自己資本の積み増しの銀行への要求が含まれるかもしれない。監督当局は、銀行を取り巻く状況や業務を取り巻く状況に応じてどのような手段を使うことが最適かを定めるにつき裁量を持つべきである。

2．最低基準の遵守に係る監督上の検証

189. 銀行が内部計測手法、信用リスク削減手法、資産の証券化を所要自己資本算出のために用いることが認められるためには、銀行はリスク管理に係る基準やディスクロージャーを含め、いくつかの条件を満たす必要がある。特に、銀行は、信用リスクやオペレーショナル・リスクにおいて最低所要自己資本を算出する際に自ら使用する内部手法の特徴となる要素を開示することが求められるだろう。監督上の検証プロセスの一部として、監督当局はこうした条件が継続して満たされていることを確保しなければならない。
190. 当委員会は、こうした最低基準や適格基準に係る検証を、監督上の検証プロセス原則 2 の重要な一部を構成するものと考えている。最低基準を設定するにあたって、当委員会は、銀行界における現行の実務を考慮してきているので、こうした最低基準は銀行の経営陣が実効的なリスク管理はこうあるべきだと考える水準に沿った一連の有用な評価基準を監督当局に与えることを期待している。
191. 当委員会は、銀行のこうした監督上の基準に対する遵守状況をモニタリングすることは、オンサイトでの検証、オフサイトでの評価、経営陣との議論を含む諸手段によって達成できると想定している。しかし同時に、先進的な手法が採用されることにより、現在に比して監督上の報告を相当程度充実させる必要が生じることとなろう。また、監督・検証担当者が、適切な分野において判断を下すためには、十分な経験を積むとともに、十分な訓練を受けることが求められる。

192. 当委員会は、監督当局が第一の柱のうち先進的な手法において必要とされる監督上の検証を行っていくためには、その人的・物的資源の増強・再配分の必要性が生じうることを理解している。しかし、自己資本充実の枠組みがよりリスク感応的となるとともに強固なリスク管理の実務を促進するとの利益をもたらすことから、追加的な資源と監督技法の向上の必要性を正当化するものと確信している。監督資源を増強する必要性は、「新しい合意」が実施される初期の段階に最も高くなるであろう。これは、特に、最低所要自己資本を算出するために先進的な手法を採用しようとする銀行を監督する当局に当てはまるものである。

193. さらに、監督上の検証は、標準的手法において基準や要件を銀行が遵守しているかどうかを検証する際にも重要な役割を果たす。特に、第一の柱の下での所要自己資本を軽減し得る様々な手段が、健全で、検証を経て、適切に文書化されたリスク管理プロセスの一部に組み込まれて理解されるとともに実際に活用されることが確保される必要がある。

3 . 監督上の検証におけるその他の側面

194. これら 4 つの主要原則に加え、当委員会は監督上の検証プロセスにおける他の側面も認識している。これらには、監督上の検証プロセスの透明性と説明責任、及び銀行勘定の金利リスクの扱いといったものが含まれる。

(i) 監督上の透明性と説明責任

195. 当委員会は、銀行監督は厳格な科学ではなく、監督上の検証プロセスに裁量的要素が含まれるのは不可避であるとの認識は持っている。しかし、監督当局は、その職務を遂行するに当たり、高度な透明性があり、説明責任が果たされるというような方法によらなければならない。したがって、「補論：監

「監督上の検証プロセス」では、透明な監督上の検証プロセスの諸側面について議論している。

(ii) 銀行勘定における金利リスク

196. 当委員会は、第二次市中協議パッケージの一環として、当委員会が1997年に公表した「金利リスクの管理のための諸原則」を改定した。本改定版は、「金利リスクの管理と監督のための諸原則」と題する「補論」として公表されている。当委員会は、銀行勘定における金利リスクは潜在的に大きなリスクであり自己資本の手当てが必要であると、引続き確信している。しかし、銀行業界から寄せられたコメントおよび当委員会が行った更なる作業の結果、国際業務を営む銀行の間には、内在するリスクおよび同リスクをモニター・管理するプロセスに関してかなり大きなばらつきがあることが明らかになった。このため当委員会は、銀行勘定の金利リスクは「新しい合意」の第二の柱において取り扱うことが現時点においては最も適切であるとの結論に達した。但し、金利リスクのモニタリング・計測の特性や手法について、自国銀行の間に十分な均質性があると考える監督当局は、最低所要自己資本を課しても構わない。

197. 「金利リスクの管理と監督のための諸原則」においては、銀行が銀行勘定における金利リスクを計測し、監督当局がこれに対応するうえで、銀行の内部システムが主要な手段になると認識している。監督当局が銀行の金利リスク・エクスポージャーを横断的にモニターし易いように、銀行は標準化された金利ショックに伴う経済価値の変動について自己資本と対比した内部計測結果を当局に提供しなければならない。

198. 監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断した場合、当該銀行に対して、リスクの削減、一定額の追加的自己資本の保有、ないし両施策の組み合わせを要請しなければならない。監督当局は、

“ outlier ” 銀行の自己資本の適正度について特に注意を払うべきである。「補論」に述べられているとおり、標準化された金利ショック（200 ベーシス・ポイント）ないしこれと同等のショックに伴って Tier 1 と Tier 2 の合計額の 20% を超える経済価値の低下が生じる場合、“ outlier ” 銀行と定義される。

(D) 第三の柱：市場規律

199. 当委員会の自己資本充実度に関する枠組みの三番目の主要な構成要素は、市場規律である。当委員会は、銀行や金融システムの安全性および健全性を促進するため、市場規律には自己資本規制やその他の監督上の努力を補強する潜在的な可能性があることを強調する。銀行が内容の充実した開示を行なうことは、市場参加者に情報を与え、それにより実効的な市場規律が促進される。当委員会が、2000 年 1 月に市中協議に付した指針文書¹⁴は、市場規律に関する第一次市中協議文書の提案を補完している。2000 年 1 月に公表した文書は、自己資本、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度の分野に関し、6 つの大まかな提言について説明している。

200. 市中協議において寄せられた反応は肯定的であり、透明性を高めることは、管理のしっかりしている銀行、投資家、預金者、ひいては金融システム全般に恩恵を与えるという当委員会の見方をいっそう強めている。更に、当委員会の継続的な作業において、「新しい合意」がどのように銀行組織に適用され、銀行グループ内の企業がどのように捕捉されるのかについて、市場参加者がより良く理解することが必要であると認識された。当委員会は、2000 年 1 月に公表した 6 つの大まかな提言をもとに、4 つの主要な分野について、より具体的な定性的・定量的開示項目を作成した。すなわち、適用範囲、自己資本の構成、リスク・エクスポージャーの評価および管理手法、および自己資本

¹⁴ 「新たな自己資本充実度の枠組み：第三の柱、市場規律」、バーゼル銀行監督委員会、2000 年 1 月。

充実度である（「補論：第三の柱 - 市場規律」参照）。以下では、開示に関する要件と推奨項目について述べている。

201. 「新しい合意」では、銀行が、内部手法を用いて、信用リスクとオペレーショナル・リスクに対応した規制上の所要自己資本を計算することが許容される見込みである。内部手法が所要自己資本の計算に与える影響に鑑み、市場参加者がリスク・プロファイルと銀行の自己資本の関係、ひいては銀行の健全性について理解するためには、包括的な開示が重要であると当委員会は確信している。これらの内部手法の利用は、適切な開示を含む、多くの基準を満たすことが条件となっている。また、信用リスク削減手法と資産の証券化の分野では、銀行が所要自己資本上の恩恵を受ける場合には、市場に対してそれらの手法や取引の影響について十分な情報を提供するために、開示に関する一定の要件を満たさなければならないと、当委員会は確信している。

202. これらの理由から当委員会は、提案のうちのいくつかについては、開示を要件としており、場合によってはこれらは内部手法の利用に対する監督当局の認可の前提条件となっている。第一の柱のもとで設定された他の最低基準と同様に、内部手法に関する開示要件を継続的に満たせない銀行は、自己資本規制上でのそうした取扱いを認可されない。それ以外に、特定の取引に関して、自己資本規制上の特別な扱いを行なう場合にも、開示を前提条件としているものがある。提案が前提条件として位置づけられている場合については、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の文書中で、あるいは「補論」の中で明記されている。当委員会は、そのような情報を公表することによって増加するコストが高いものであるとは予想していない。なぜなら、銀行は内部的な目的のためにこのデータを集めており、また、その銀行に特有な入力情報を利用することにより、よりリスクに感応的な自己資本規制を利用するという恩恵を受けるからである。

203. 当委員会は、第三の柱の理論的根拠は、拘束力のある開示要件の全面的な

導入 開示がなされなかった場合について定めた、明白な是正措置を伴う
を正当化するだけ十分に強いと信じている。しかし当委員会は、包括的
な開示基準を設定するための銀行監督当局の法的権限が国によって異なるこ
とを認識している。いくつかの銀行監督当局が、開示の要件付けを、規制に
よって直接的に実施する権限を持っているのに対し、その他の国々は、健全
な実務に関する提言を行うことを含む、より間接的な手法のみを用いること
ができる。銀行監督当局は、開示がない場合にも、異なる対応をとる。

204. 当委員会は、これらの理由から、開示が、ある手法や特定の商品を用いる
ための要件ではない場合には、「強い推奨項目」の導入を意図している。当委
員会は、これらの推奨項目が実際に適用されるための様々な方法について検
討を続ける。これを促進するには 2 つの過程がある：推奨項目の位置づけを
強化することと、開示されない場合に適切な監督上の対応を引き出すこと
である。

205. 第三の柱で行なっている推奨の位置づけを強化するための重要なステッ
プは、次の原則に示されているように、それらを銀行の適切な管理プロセス
に組み込むことである。「銀行は、取締役会によって承認された、開示に関す
る正式な方針を持つべきである。この方針には、銀行の財務状況と業績に関
する情報公開についての目標と戦略が示されるべきである。さらに、銀行は、
開示の頻度を含めて、自らの開示の適切性についての評価を実施するべきで
ある。」第二の柱では、リスクと自己資本の評価に関し、類似の原則を定めて
いる。そして、そのような原則は、開示に関する推奨の位置づけを強化する
のに役立つであろう。

206. 当委員会は、銀行監督当局が銀行の開示制度を評価し、適当な措置をとる
べきであると信じる。そのような対応は、当委員会の「実効的な銀行監督の
ためのコアとなる諸原則¹⁵」に完全に沿ったものである。原則 21 は、「銀行監

¹⁵ 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、バーゼル銀行監督委員会（1997年9

監督当局は、…銀行が、財務状況を公正に反映する財務諸表を定期的に公表していることに納得させられなければならない。」とはっきりと求めている。したがって、銀行監督当局はこの原則と指針をそれぞれの監督上のプロセスに組み込むべきである。

207. 実効性の確保という問題に関するもう一つの重要な点は、開示に関する推奨と会計規則との関係である。当委員会は、国際会計基準委員会（IASC）をはじめとする会計当局と協力し、開示に関する枠組みの間の整合性向上のための作業を継続する。IASCは銀行に関する開示基準、IAS第30号¹⁶の見直しを行っている。

208. 第三の柱で行っている開示の推奨に従わない銀行があった場合、当委員会は、その状況を改善するための監督上の対応を期待する。この対応の強さは、不遵守の状況や性質、またその状態の継続期間によるべきである。監督当局にとって可能な対応には、銀行経営陣との対話を通じた「道徳的説得」から、嚴重注意や罰金まで、幅がある。多くの銀行監督当局が、会計報告や開示に関する直接的な法的権限を持っていないため、この分野における手段は、多くの場合、少なくとも最初は、説得を通じた圧力にとどまらざるを得ない。しかし、開示に関する推奨が国際会計基準（IAS）に反映される限りにおいて基準の実効性は極めて強化されることになるであろう。

209. 以前公表した、当委員会の開示に関する推奨と、第三の柱に関する市中協議文書に対しては、過剰な量の情報の公表によって、市場に対する主要なシグナルがかすんでしまう可能性が指摘された。また、全ての銀行にとって、全ての開示項目が適用可能かどうか、あるいは小規模または複雑でない銀行に対してある程度の区別がなされるべきかという問いかけもあった。「補論」

月)。

¹⁶ 銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示、国際会計基準委員会（IASC）、1990年公表（1994年改訂）。

に掲載されている推奨項目にはこれらの懸念が反映され、開示は主要な開示項目と補完的開示項目に区別されている。

210. 主要な開示項目は、全ての銀行について不可欠な情報をもたらすものであり、また市場規律の基本的活用にとって重要な項目である。当委員会は、重要性の原則を適用しつつも、全ての銀行がこの基本的情報の開示を行うことを期待する。重要な情報とは、それが省略されたり誤って伝えられる場合に、当該情報に基づいて利用者が行う評価や決定が変更されたり、これらに影響が及ぶ可能性のある情報を指す。また当委員会は、補完的開示項目の定義を行う。これらの開示は、全ての銀行にとってではないが、銀行のリスク・エクスポージャーの性質、自己資本充実度、自己資本比率の計算方法によっては、いくつかの銀行にとって重要である。補完的な開示項目は、特定の銀行に関する市場規律の活用にとって重要な意味を持つ情報をもたらす可能性があり、「二次的な」あるいは、「選択的な」開示とされるべきではない。当委員会は、先進的で国際的に活動する銀行は、主要な開示項目及び補完的開示項目の全ての範囲の情報を公表することを推奨するが、一般には、補完的開示項目を開示する必要性は重要性の原則により導かれる。

211. 当委員会は、市場規律の活用という目的との関係では、開示の頻度が特別な重要性を持つと確信している。実際、年一回の開示頻度では、市場規律を最大限有効に活用するには不十分であるといえるかもしれない。なぜなら、市場参加者は、銀行の真のリスク・プロファイルを反映していない可能性のある何か月も前の情報を利用する事になるからである。当委員会は、本文書で提案されている開示が半年ごとになされることが望ましいと信じている。リスク・エクスポージャーなど、時間の経過に伴って急速に変化するような種類の情報開示については、国際的に活動している銀行は特に、四半期毎に開示することが望まれる。これは、ポジションが急激に変化するマーケット・リスク・エクスポージャーの分野において特に当てはまると考えられる。また、当委員会は、全般的な重要な変化が生じた場合には、そうした事情が

可及的速やかに開示されることを期待する。

212. 当委員会は、これらの推奨内容の実行に際し、ある程度の実務上の困難を生じる体制があることを認識している。例えば、半期開示を行うのに適した伝達手段がない国もある。さらに、リスク・プロファイルが急激に変化しない、より小規模な銀行にとっては、年一回の開示で十分に重要性及び頻度の要件を満たしている可能性がある。当委員会は、銀行が開示の頻度を少なくする場合、銀行のそうした方針を正当化する理由を公表することが、銀行にとっては重要であると確信する。完全に頻繁な開示に対する障害がある場合、それが法的なものであろうと、監督上のものであろうと、また単に慣習上のものであろうと、監督者はこれらの原因となっているものを検討・評価し、可能なら対処すべきである。頻度の問題に関連して、開示がなされる仕組みの問題がある。多くの場合、年次あるいは半年毎の報告書及び決算書が利用可能であるが、より頻繁な開示の場合には特に、代替的な方法が必要とされる場合もあり得る。当委員会は、銀行がこの点に関して柔軟であること、また電子媒体の活用を考慮して適切な開示を頻繁に行うことを奨励する。

213. 当委員会は、かなりの量の情報 そのほとんどが、内部管理の目的にて用いられている の開示を推奨したり、前提条件としていることを認識している。当委員会は、適切な開示が市場規律の活用に必要なと確信しているが、財産的価値を有する企業秘密（proprietary information）の開示を義務づけたり、業界に不必要な負担をかけることは望んでいない。また、機密情報（例えば、係争中の事件に対する準備金）の開示を通じて生じうる競争上の影響にも留意している。

214. 当委員会は、開示に関する要件と推奨項目からなるパッケージに対するコメントを歓迎する。当委員会は広範囲の情報を列挙したが、これを元にして開示に関する最終案を作成する予定である。「補論」に記述された開示項目の、とりわけ内部格付手法について、その妥当性、適切性、詳細さの程度につい

て、また、開示項目をどのように簡素化できるかについて、関心を有する関係者による見解表明がなされれば有益である。財産的価値を有する企業秘密の開示に対する何らかの懸念がある場合、それを詳述し、どのようにすれば困難が解消されるかに焦点を当てるべきである。そのために、銀行がそうした企業秘密に関する懸念を生じないような、適切な代替案を提案するよう奨励する。当委員会は、多くの開示項目を実行する際に、明快で包括的な指針を与えることを意図し、説明用のテンプレートを例示している。当委員会は、銀行が異なる様式で情報開示することを容認する。また、テンプレートをどのように改善するかについてのコメントを歓迎する。

5 . 移行措置

(A) 「新しい合意」の全般的実施に関する移行期間

215. 「新しい合意」は、国際的に活動する全ての銀行において、その銀行グループの全ての階層にわたって適用される。現在、子会社の完全な連結（sub-consolidation）レベルでの適用が要件とされていない国については、その適用について、（バーゼル合意の）実施の日から3年の移行期間が与えられる。

(B) 内部格付手法に関する移行期間

216. 当委員会は、改定合意の実施時（すなわち2004年）には、良く管理された先進的な信用リスク管理システムを持つ銀行であっても、データに関する一定の最低基準については、完全かつ即時に遵守することが不可能かも知れないと考えている。したがって、当委員会は、基礎的内部格付手法を事業法人向け、銀行向け、ソブリン向けエクスポージャー、リテール・エクスポージャーに適用する場合、これらの要件を緩和する3年の移行期間の設定を検討中である。監督当局は、この期間中に銀行に内部格付手法を健全な形で確実に実施させることが期待される。銀行は、移行期間終了時まで全ての最

低基準を完全に満たすことができるよう、着実な進展を示すことがこの移行期間中に求められる。

217. 移行措置を利用する銀行は、第三の柱で定めた内部格付手法に関連する他の開示項目と同じ頻度で、その事実を定期的の開示すべきである。そうした開示には、移行措置が適用されている特定の最低基準、基準未達の分野と程度、および、最低基準の完全な遵守に向けた進展状況が含まれるべきである。